昭和35年11月28日第3種郵便物認可

令和2年（2020年）　第2153号

人と物流の、より良い関係づくり「ハンドin ハンド」。
創刊1968年――全国8支局自社ネットワーク
あなたが必要な物流情報を、ワイドに、グローバルに、正しく。
わたしたちの情報は、新しい「物流」の指標となる。
物流ニッポン
LOGISTICS NIPPON
株式会社 物流ニッポン新聞社　http://www.logistics.co.jp
フリーダイヤル 0120-11-5655　電子メール nippon@logistics.jp

Japan Trucking Association

# 広報 とらっく

創刊 昭和28（1953）年2月

5月1日号

発行所 公益社団法人 全日本トラック協会
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック総合会館
☎（03）3354-1029（総務部広報室）
http://www.jta.or.jp
※紙面に関する問い合わせは広報室まで
（会員の購読料は会費に含みます）

News Headline

## 主な紙面内容

2・3　・トラック協会ニュース
・官公庁ニュース（国交省等）

4・5　《Gマーク特集》
・2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の制度紹介
・Gマーク認定事業所紹介
八島運送㈱福島営業所（福島県福島市）

同営業所は、2019年度に初めてGマーク認定事業所となった

6・7　・「全国 道路関係 入浴・シャワー施設情報」（TS、道の駅、高速道SA・PA）

8　・熱中症予防は万全ですか？（前編）

・国交省「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」（令和2年4月24日告示）

今号に掲載した記事の関連資料と関連HPへは全ト協HPバナーからアクセスできます。

▼全ト協会員専用ページのパスワード▼
4/15～5/14　7654
5/15～6/14　5095

国交省

# トラック運送業に係る「標準的な運賃」を告示

## 業界の取引適正化・労働条件改善に向け前進

## 実効性の確保に向けて広く周知徹底へ

国土交通省は4月24日、改正貨物自動車運送事業法により設けられた「標準的な運賃の告示制度」に基づき、標準的な運賃の告示を行った。

標準的な運賃の告示制度は、一般にトラック運送事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえたもの。

国交省では、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃をトラック運送事業者および荷主に対して広く周知することで、トラック運送業における取引の適正化・労働条件の改善を促進していく（**今号に標準的な運賃の運輸局別運賃表を掲載**）。

トラック運転者の労働環境は、他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となってきた。こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図るため、平成30年12月、議員立法により、貨物自動車運送事業法の改正が行われた。

同改正に盛り込まれた「標準的な運賃の告示制度」は、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくにあたり、法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたもの。

国交省では、全国の運送事業者の原価データの集計、適正な原価等の算出に係る作業等を行い、策定した標準的な運賃の案を、今年2月26日付で運輸審議会に対して諮問。同審議会における審理および4月14日付の同審議会からの答申を踏まえ、国交省は標準的な運賃の告示を行った。

標準的な運賃の考え方は図の通り。標準的な運賃は、「トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価」に、「適正な利潤」を加えたものを基準としている。また、原価の算定に当たっては、「ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正」すること、また「コンプライアンスを確保」できることを前提として算定している。

4月2日に同審議会が開催した同事案に関する公聴会で、公述人として出席した馬渡雅敏全日本トラック協会副会長は、告示の際に、国交省が直接荷主企業に対して標準的な運賃の理解促進を図る活動の実施を要請したほか、荷主との交渉の際に活用できる分かりやすい説明資料の取りまとめを要望している。

国交省では、標準的な運賃に関し、トラック運送事業者および荷主向けに広く周知を図っていくとともに、告示後の運賃やドライバーの賃金の変化等について、調査等を通じてフォローアップを行うなど、荷主に対する実効性確保に向け取り組むとしている。

図　標準的な運賃の考え方

**1. 運賃表の設計方針**

**○運賃表の基本**
⇒ 貸切（チャーター）を前提として、（1）距離制、（2）時間制の双方の運賃表を策定。また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。

**○車種等の違い**
⇒ 車格別（2t, 4t, 10t, 20t）について設定。　・ドライバン型のトラックを基準として算出。※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定

**○地域差**　⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定。

**2. 運賃と料金の考え方**

⇒ 料金（待機時間料、高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等）については、運賃表とは別に項目を規定。
※待機時間料は、30分を超える場合の1時間当たりの標準的な料金を設定（30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入）。

**3.「適正な原価」の考え方**

**○元請け・下請けの関係**
⇒ 実運送事業にかかる原価等を基準に運賃を算出。

**○減価償却費（車両）**
⇒ 法定耐用年数とリース期間・融資期間等の実態を加味し、5年での償却を前提に算出。

**○人件費**
⇒ 全産業平均の時間当たりの単価を基準。

**○間接費（一般管理費等）**
⇒ トラック運送事業の平均値を使用。

**○借入金利息**
⇒ 営業外費用として、適正な原価に算入。

**○帰り荷の取扱い**
⇒ 実車率50%の前提で算出。

**4.「適正な利潤」の考え方**

⇒ 経常利益（営業外収入を除く。）として一定水準確保できるよう、自己資本に対する適正な利潤額を算定。

4月2日に開催された公聴会では、馬渡雅敏全日本トラック協会副会長が、国交省案に賛成の陳述を行った

厚労省

## 雇用調整助成金のさらなる拡充を実施

### 休業手当の支払率60%超の部分の助成率が10分の10に

厚生労働省は4月25日、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置のさらなる拡大を今後行うことを発表した。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られる中で、経済活動に急激な影響が及ぶとともに、長期にわたる休業が求められており、労働者の雇用を維持し、その生活の安定を確保することが重要となっている。

このため、中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率をこれまでの10分の9から特例的に10分の10とする（図）。

なお、同特例措置は、令和2年4月8日以降の休業等に遡及して適用される。また、上限金額は、対象労働者1人1日当たり8330円となる。

なお、同特例措置の詳細については、5月上旬頃に厚労省より発表される予定。

図　休業手当に係る助成率の特例措置

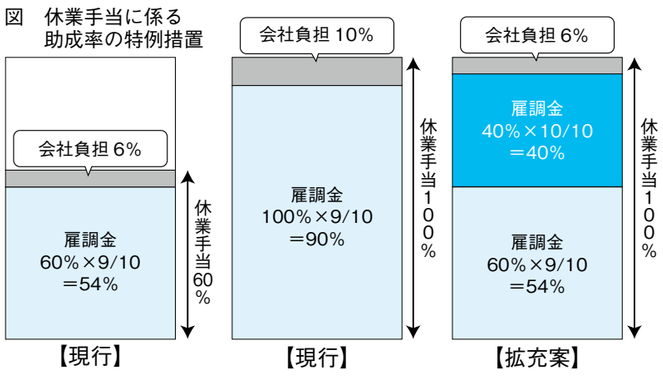


経産省

## 「持続化給付金」申請要領等（速報版）を公表

### 対象となる法人に対して200万円を支給

経済産業省は4月27日、新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対する「持続化給付金」について、申請要領等の速報版を公表した。

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としてもらうために支給されるもの。新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対して、法人の場合200万円が給付される。なお、給付対象は、資本金10億円以上の大企業を除く、中堅・中小法人、個人事業者等となる。

給付金の申請期間は、令和2年度補正予算の成立翌日から3年1月15日まで。持続化給付金の申請用ホームページ（2年度補正予算の成立後公表）からの電子申請で受け付ける。

問い合わせは、中小企業金融・給付金相談窓口（☎0570・783318。平日・休日9時～19時）まで。なお、2年度補正予算成立後には、「持続化給付金コールセンター」も開設される予定。

## 「全国トラックドライバー・コンテスト」

### 新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止に

全日本トラック協会は4月24日、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年10月に開催予定の「第52回全国トラックドライバー・コンテスト」の開催を中止すると発表した。

### 輸送統計

令和2年2月分
▶国土交通省調べ

| | | 輸送量 | 前年同月比 |
|---|---|---|---|
| トラック | 特別積合せ（千トン） | 4,834 | 97.2% |
| | 一　般 | — | 96.7% |
| | 宅配便（千個） | 315,034 | 102.9% |

### 交通事故統計

令和2年3月末
事業用トラック第1当事者死亡事故件数
軽貨物は除く。（ ）内は前年同月比増減数
▶警察庁調べ

| 事業用貨物自動車の死亡事故件数 | | | | | 全国の死亡事故件数 | 交通事故死者数（人） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 計 | | 3月31日現在 | 4月29日現在 |
| 33（+1） | 12（−4） | 10（+3） | 1（−1） | 56（−1） | 735（+13） | 748（+12） | 953（−46） |

### コラムラインナップ

タイヤケアホントの話【「国産トラックタイヤの見分け方」】…3面／トラック運送事業者のための経営のヒント【社内「緊急事態宣言」と非常時態勢】／食の新旧街道を行く【「'20西イチグルメ⑤」佐賀を牛（ギュ）～っと口福御膳】…7面

都市内輸送に加え、都市間の長距離輸送にも
天然ガストラックを
NGV
日本ガス協会では、物流の大動脈である都市間の長距離輸送と、都市内輸送の両面から、天然ガス自動車の普及拡大を進めています。特に都市間輸送に大型天然ガストラックが導入されることは、高い $CO_2$ 削減効果が図れ、石油系燃料に依存する運輸部門のエネルギーセキュリティや環境性、経済性の向上も可能にします。
【対象となる SDGs の例】
都市間輸送の環境改善に貢献する、大型天然ガストラック
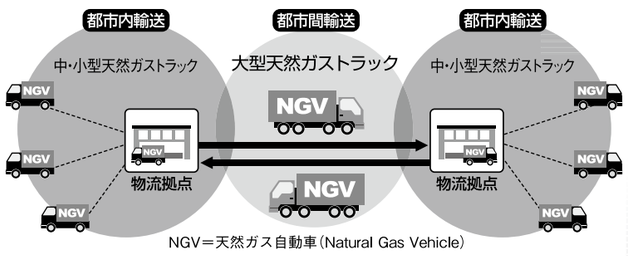

NGV＝天然ガス自動車（Natural Gas Vehicle）

写真提供：いすゞ自動車株式会社
一般社団法人 日本ガス協会　〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-12　TEL：03-3502-0215　http://www.gas.or.jp/ngvj/

脱着できるボデーで物流効率が飛躍的にUP!
ドライバーの負担も軽減!

スワップウイングボデー
スワップバンボデー
TREX 日本トレクス株式会社

配達くん 運輸業専門の経営管理システム
運送業の今を少しだけ便利にする「配達くん」

大創システム株式会社 DAISO SYSTEM CO., LTD.
本　社 〒110-0005 東京都台東区上野 1-17-6
TEL.03(3831)3300 FAX.03(3831)3369
東北支店 〒982-0011 宮城県仙台市太白区長町1-3-26
TEL.022(706)2821 FAX.022(706)2822
詳細は下記をクリック
配達くん　検索
https://daisosystem.co.jp/

# ニュース・ターミナル（トラック協会ニュース）

## 全ト協

## アルコール検知器の使用に関して注意を呼びかけ

### 誤検知防止への取り組み実施を

全日本トラック協会は4月24日、国土交通省からの依頼を受け、会員事業者に対して、新型コロナウイルス感染症対策下におけるアルコール検知器の取り扱いと感染予防の徹底について呼びかけている。

まず、アルコール検知器を介しての感染の可能性については、ストローを使用者ごとに取り替える等により、使用者同士で直接的に接触しないことから、感染する可能性はきわめて低いと考えられる。このため、アルコール検知器を除菌することや、車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用するなど複数の検知器を使用することで、感染防止の徹底が期待できる。

一方で、手指や検知器をアルコールで除菌した直後に検知器を使用すると、揮発したアルコールにより誤検知する可能性があることから、必要に応じてアルコール検知器協議会の作成したチラシ（写真）を参考にすること、また除菌後一定時間を置いてから検知器を使用することや、屋内の換気、風通しの良い環境の確保等の措置をとることが適当であるとしている。

なお、「アルコール検知器協議会」のホームページには、同会会員であるアルコール検知器メーカーのサイトにリンクが張られており、アルコール検知器メーカー個々のサイトから探索しなくとも、容易に、アルコール検知器の除染などの方法が入手できる。

## 令和2年度「高さ指定道路」追加指定要望の取りまとめを実施

指定により高さ4・1メートルまでの車両が通行可能に

全日本トラック協会では現在、令和2年度「高さ指定道路」追加指定要望の取りまとめを行っている。

積載状態で高さ3・8メートル超4・1メートルまでの車両を通行させる際には、高さ指定道路内を通行しなければ、道路法（車両制限令）違反となる。そのため全ト協では、会員事業者から追加指定要望区間を募集。取りまとめた要望は、警察庁と国土交通省に提出し、区間追加への要望を行う。

元年度は、297の要望区間のうち、224区間が高さ指定道路として追加指定されている。

事業者が通行したいルートの中に高さ指定道路に指定されていない区間がある場合には、高さ指定道路と認めてもらいたい道路（区間）について、指定の要望区間票を作成の上、各都道府県トラック協会に提出するよう呼びかけている。

なお、要望に関する詳細については全ト協ホームページに掲載されている。また、要望受付の締め切り日は、所属の都道府県ト協に問い合わせのこと。

### 『広報とらっく』からのお願い

**交通・運転マナーを守って！**

**プロトラックドライバーは一般ドライバーの見本に**

事業用トラックは車体が大きいことから、
- 急な車線変更
- 不用意なクラクション
- 公共施設の駐車場等での長時間駐車
- 大型車進入禁止箇所等でのUターン
- 駐車場や道路へのゴミのポイ捨て

などは、一般乗用車より目立ち、交通弱者や沿道の住民の方にとって、より迷惑に感じられます。プロトラックドライバーは、交通法規を守るだけでなく、マナーを守り、一般ドライバーの見本となりましょう。

また、最近、交通トラブルによる事故等が社会問題化しています。あおり運転や無理な割り込みなど、他車から迷惑行為を受けても冷静に対応しましょう。

## 令和2年春の叙勲

## 受章おめでとうございます

### 永井好輔氏（島根）が旭日双光章を受章

【叙勲】

旭日双光章
永井好輔氏

令和2年「春の叙勲」受章者が4月29日付で発表された。

トラック運送業界からは、島根県トラック協会副会長の永井好輔氏が旭日双光章を受章した。

受章者は以下の通り。

【叙勲】
◎旭日双光章
▽永井好輔（ながい・こうすけ）氏・（公社）島根県トラック協会副会長、㈱永井運送会長、島根県・75歳

## TS（トラックステーション）情報

### 施設運営時間の短縮・一部休業を実施

金沢トラックステーション

金沢TSは、新型コロナウイルス感染症対策「緊急事態宣言」に基づく石川県からの要請を受け、5月6日㈬まで次の通り、施設運営時間の短縮・一部休業を実施する。

食堂＝5時～20時▽宿泊＝休業▽入浴および女性用シャワー＝5時～20時▽コインランドリー＝同▽運行情報センター＝変更なし（9時～17時、土・日曜、祝日休業）▽給油所＝平日・土曜は20時まで営業

## ニュース・ターミナル（官公庁ニュース等）

### 厚労省　新型コロナ感染予防、健康管理の強化等を要請

#### 緊急事態宣言時に事業継続が求められる事業者に対し

厚生労働省は4月17日、全日本トラック協会会員事業者をはじめとした緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者に対し、従業員等の感染予防、健康管理の強化について呼びかけを行った。

4月16日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、在宅勤務（テレワーク）の強力な推進、職場での感染防止の取り組み、「三つの密」を避ける行動の徹底などを促すこととしている。また、同方針の別添では、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として、国民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持等に不可欠な業務を行う事業者には、「三つの密」を避けるための取り組みを講じながら事業の継続を求めることとしている。

なお、テレワークの実施が困難な貨物運送事業の運転者等の感染防止については、国土交通省より要請されている、従業員の感染症対策や健康管理、休みやすい環境の整備の徹底を図るよう、呼びかけている。

### 食品流通の合理化に向けた取組を取りまとめ（第1次中間取りまとめ）

#### 国交省・農水省・経産省　食品流通合理化検討会

国土交通省、農林水産省、経済産業省は4月28日、「食品流通合理化検討会」において検討してきた食品流通（花き流通も含む）の合理化対策に関する検討結果を、「食品流通の合理化に向けた取組について（第1次中間取りまとめ）」としてまとめ、公表した。

同検討会では、物流に係る諸課題の中でも特に喫緊の対応が求められる食品流通（同）について、サプライチェーン全体での一貫した合理化に向けた課題とその対応方策について検討を実施してきた。

同取りまとめでは、農産物等の食品・花きについては、パレット化等による手荷役軽減、小口ニーズへの対応、荷待ち時間の削減や附帯作業の適正化等に向けた課題に対する対応方策を、また水産物については、入船・漁獲情報の早期伝達、保冷状態の維持およびパレット・カゴ台車の活用等に向けた課題に対する対応方策を取りまとめている。

なお、同取りまとめは農水省ホームページに掲載されている。

### 令和2年度第1回試験は8月23日に　運行管理者試験センター

（公財）運行管理者試験センターは、令和2年度第1回「運行管理者試験」について、申請期間および日程を発表した（表）。

また、3月1日に実施を予定していた元年度第2回試験が中止となったことから、同試験の受験申請の取り扱いは、2年度第1回試験に振り替えとなる。さらに、試験の振り替えを希望しない人に対しては、送金手数料を差し引いた上で、受験手数料が返金される。

詳細・問い合わせは、運行管理者試験センターのホームページを参照のこと。

表　令和２年度第１回運行管理者試験日程（貨物）

| 試験日 | | 令和2年8月23日㈰ |
|---|---|---|
| 申請受付期間 | 書面申請 | 2年5月15日㈮～6月10日㈬ |
| | インターネット申請 | 2年5月15日㈮～6月16日㈫ |
| | 再受験申請 | 2年5月15日㈮～6月16日㈫ |

## 法令○×クイズ　～駐停車編～

❶ 歩道や路側帯のない道路に駐車するときは、車の左側に0.75メートルの余地を空けなければならない。（○・×）

❷ 坂の頂上付近は駐停車禁止である。（○・×）

❸ 駐車した場合、車の右側に2.5メートル以上の余地がなくなる場所では駐車はできない。（○・×）

❹ 路側帯が広い場合にはその中に入って駐車できるが、その場合は車の左側に0.5メートルの余地を空けなければならない。（○・×）

❺ 白の実線と白の破線で示された路側帯の場合は、その中に入って駐停車することはできない。（○・×）

（解答は７面）

## 危険予知訓練（KYT）シート：交通事故防止編

## あなたならどうしますか？

### 〔第 122 回〕「道を譲ってもらった際の右折」

**状況**　あなたは片側２車線の信号交差点を右折しようとしています。正面の対向車線のトラックは、あなたに「お先にどうぞ」と合図をしています。この場面にはどのような危険がありますか。また、危険を避けるためにはどのような運転をすればよいでしょうか。考えてみましょう。

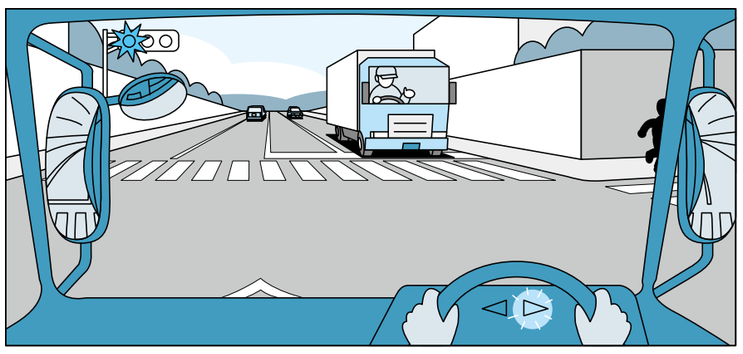

◆どのような危険がありますか？

◆どのような運転をすれば危険を避けることができますか？

（解説・3面）

この角を基準に拡大率を141%に設定すると、A4サイズでプリントできます。

Quon
人を想い、先を駆ける。

一歩先を行く 生産性　PERFECT Quon

最大700kg*の積載能力向上を実現

8Lエンジンの採用により、シャーシを300kg軽量化することに成功、また架装メーカーとの協業によるボディの軽量化で「パーフェクトQuon」に標準仕様車と高積載仕様車を設定しました。
輸送の効率化を通して、お客様の生産性はさらに一歩前進します。

ミキサー高積載仕様車　ダンプ高積載仕様車　カーゴ高積載仕様車　*当社GH11エンジン搭載「パーフェクトQuon」比

軽量・コンパクトかつパワフルな「GH8エンジン」

ダウンサイジングにより軽量・コンパクトでありながら、
低回転から幅広い回転域で力強いトルクを発生。
平成28年排出ガス規制に適合するとともに、全車重量車燃費基準+5%を達成。

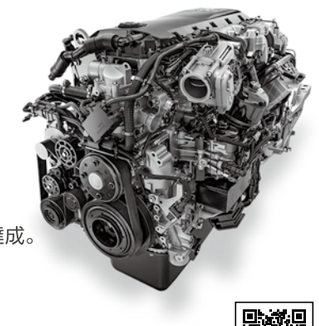

UDトラックス公式ホームページで
Quon8Lエンジン搭載車をお確かめください。

# ニュース・ターミナル（官公庁ニュース等）

## 国交省

## 自動車検査証の有効期間を6月1日まで伸長

### 緊急事態宣言区域全国拡大を受け

国土交通省は4月16日、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大されたことに伴い、同7日付ですでに対象となっている7都府県（埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡）を除く40道府県（追加対象区域）に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月17日～5月31日の自動車について、有効期間を同6月1日まで伸長すると発表した。

対象車両については、6月1日までに継続検査を受検すれば、引き続き車両を利用することができる。なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要。

また、継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する自動車損害賠償責任保険（共済）契約については、継続契約の締結手続きが6月1日を限度として猶予されることになる。詳細は、契約先の自賠責保険（共済）代理店等に相談のこと。

### GW期間中の休日割引の適用除外等を実施

**高速道路各社**

東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱、宮城県道路公社の各社は4月22日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた取り組みについての依頼を国土交通省から受けたことから、ゴールデンウイーク期間（4月29日～5月6日）において次の取り組みを行うと発表した。

①休日割引の適用除外

本来、休日割引の対象となる土・日曜、祝日（4月29日および5月2日～6日）に通行した場合でも、休日割引を適用しない。

②サービスエリア（SA）・パーキングエリア（PA）における営業自粛等

SA・PAでレストラン等を営業しているテナントに対して、同期間中の営業自粛を要請。なお、ガソリンスタンド・シャワー設備などは通常通り営業を継続する。

### 適性診断業務「任意診断」新規受付を休止

**NASVA**

（独）自動車事故対策機構（NASVA）では、政府より緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことを受け、全ての支所で5月末日まで、適性診断業務のうち任意診断（一般診断、カウンセリング付き定期診断、特別診断）の新規予約受付を休止している。

なお、義務診断については、これまで通り実施するとしている。

## 経産省

## LINEアプリで事業者向け支援メニュー情報を提供

### 「新型コロナ事業者サポート」

経済産業省は4月12日より、LINE公式アカウント「経済産業省 新型コロナ事業者サポート」を開設している。

同アカウントでは、経産省がホームページで公表している事業者向けパンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」に掲載されている情報を、キーワード検索で簡単に調べることができるほか、メッセージ機能を利用して、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けの支援メニューに関する新着情報を随時発信する。

LINE IDは「@meti_chusho」。なお、QRコード（写真）からの友だち登録も可能。

### トラックデータ連携を進め最適物流を実現へ

**「物流MaaS勉強会」取りまとめ公表**

経済産業省は4月20日、物流分野における新しいモビリティサービス（物流MaaS）勉強会（座長・石田東生国立大学法人筑波大学名誉教授）による取りまとめを公表した。

同勉強会ではこれまで、有識者や商用車メーカー、物流事業者、ITソリューション事業者等の民間事業者等の参加のもと、物流業界の現状・課題、デジタル化などのトレンドを踏まえ、物流の目指すべき将来像やその実現に向けた商用車業界としての取り組みの方向性等を検討してきた。

同取りまとめでは、商用車業界による取り組みとして、日本版FMS標準（車両運行管理に必要となるトラックデータの標準仕様）等を活用し、複数メーカーのトラック車両データを収集して運行管理を可能にするなどといった、トラックデータ連携の仕組みを確立する等の具体的なアクションを推進していくことを取りまとめた。

経産省では、同取りまとめを踏まえ、今後国土交通省と連携しながら、関係各社等と協働し、取り組み内容の具体化を進め、物流業界の抱える課題解決に向けた取り組みを推進していく。

## 中企庁

### 業種別支援策

**リーフレットを作成**

**貨物運輸業など新型コロナの影響を受ける事業者向けに**

中小企業庁は4月23日、新型コロナウイルス感染症の影響により、足元の経営課題で苦しんでいる事業者を対象に、新たな給付金制度の創設をはじめとする各種支援制度を紹介するためのリーフレットを作成した。

4月20日に変更後の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が取りまとめられ、令和2年度補正予算案が閣議決定した。同緊急経済対策では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への影響を緩和し、支援するための施策が取りまとめられている。

中企庁では、貨物運輸業など問い合わせの多い9業種別に、経営者が直面している課題に対して、利用できる各支援策を紹介したリーフレットを作成。①持続化給付金、②資金繰り支援、③雇用調整助成金、④税・社会保険料等納付の猶予・減免、⑤補助金等――について、経営者が現在直面している課題に対し、対応できる支援策を紹介している。

なお、同リーフレットに掲載されている支援策は、一部、2年度補正予算案の成立を前提としているため、制度の具体的な内容や条件については詳細が決まり次第公表される。

なお、同リーフレットは、経済産業省「新型コロナウイルス感染症関連」ページからダウンロードが可能となっている。

### 事業継続に向けた事前の準備の必要性を指摘

**中小企業白書・小規模事業白書**

中小企業庁は4月24日、2020年版「中小企業白書」「小規模企業白書」を取りまとめ、公表した。

2020年版白書では、中小企業・小規模事業者に期待される「役割・機能」や、それぞれが生み出す「価値」に注目し、経済的な付加価値の増大や、地域の安定・雇用維持に資する取り組みを調査・分析している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響や、中小企業・小規模事業者における具体的な対応事例等についても掲載している。

新型コロナウイルス関連部分の概要は次の通り（4月1日時点での情報を基に作成）。

全国1050か所に設置している「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」には、3月末までに30万件近い相談が寄せられており、ほぼ全てが「資金繰り」関連の相談となっている。また、新型コロナウイルス感染症は、中国の生産や貿易の減少に伴い、関係する我が国の中小企業にも大きな影響を与えているほか、感染拡大によりインバウンドをはじめとする国内消費が大幅に減少。既に、企業の売上の減少などといった影響が顕在化している。

一方で、中小企業のうちおよそ半数が「事業継続計画（BCP）を策定していない」としていることから、感染症を含むリスクの影響を可能な限り小さくするためには、事前の備えが重要であると指摘している。

## タイヤケアホントの話

タイヤジャーナリスト 渡辺 剛満

### 第108回「国産トラックタイヤの見分け方」

『ブリヂストン』のトラックタイヤで「R」から始まる表記のものは、すべて縦溝主体のリブタイヤです。また、「M」から始まるものはオールシーズンタイヤ、「W」が付けば冬場に使うスタッドレスタイヤというように、最初の英文字を見れば、どういう種類のタイヤかが簡単に判別できる仕組になっています。

「R」はRIB、「M」はMIX、そして「W」はWINTERを意味します。その英文字のあとに〈3桁〉の数字を並べることで、総合性能重視のタイヤなのか、耐偏摩耗や燃費など、ひとつの性能に特化したタイヤなのかを区別しています。

『ヨコハマ』のトラックタイヤも同じような表記で分類しており、最初の英文字のあとにYOKOHAMAの頭文字「Y」が付きます。

リブタイヤなら「RY」。オールシーズンタイヤは、路面との接地力が強いトラクション（TRACTION）を高めたタイヤという意味で、「TY」と表記しています。スタッドレスタイヤはSTUDLESSの頭文字を取って「SY」。あとは『ブリヂストン』と同様に3桁の数字を並べて性能の違いを区別します。

例えるならば「英文字解読型」です。ところが、もう2社の国産タイヤメーカー『ダンロップ』と『トーヨー』は、別の表記で分類されているので知識が必要です。

『ダンロップ』のトラックタイヤはすべて「SP」から始まります。『トーヨー』は「M」の英文字1字を冠し、その次に表記される数字によって、リブ／オールシーズン／スタッドレスタイヤを区別しています。

リブタイヤは〈1〉から始まります。オールシーズンなら〈6〉、スタッドレスタイヤの場合、『ダンロップ』は〈0〉、『トーヨー』は〈9〉という数字を使用します。

つまり、「数字解読型」の表記です。例えば、「SP122」はリブタイヤ、「SP001」ならスタッドレスタイヤ。「M636」はオールシーズンタイヤ、「M929」はスタッドレスタイヤとなります。

ただ、ここで問題が発生します。『ブリヂストン』のオールシーズンタイヤに使われるMと、『トーヨー』のMとをどう区別するかです。

実は、『ブリヂストン』のオールシーズンタイヤ（ミックス）はすべて「M800」（M800番台）で表記されており、一方『トーヨー』のトラックタイヤには、Mのあとに〈8〉から始まる品番の商品がないため、そこでうまく棲み分けされているのです。

なおここ数年、『ヨコハマ』のトラックタイヤの品番も、「英文字解読型」から「数字解読型」に変わってきました。英語表記から始まらない場合、〈1〉＝リブタイヤ、〈7〉＝オールシーズンタイヤ、〈9〉＝スタッドレスタイヤ――の3種に分類されているので、併せて覚えておいてください。

## 危険予知訓練（KYT）シートの解説

（2面）

▶交通事故防止編

あなたは片側2車線の信号交差点を右折しようとしています。正面の対向車線のトラックは、あなたに「お先にどうぞ」と合図をしています。この場面にはどのような危険がありますか。また、危険を避けるためにはどのような運転をすればよいでしょうか。考えてみましょう。

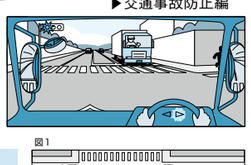

**どのような危険がありますか？**

①対向車の死角の側方から走行してきた二輪車と衝突する危険があります（図1）。

②右後方から横断歩道を走行してきた自転車を見落とし、衝突する危険があります（図2）。

③ピラーの死角にいるジョギングしている歩行者を見落とし、衝突する危険があります（図3）。

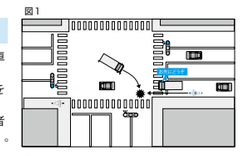


**どのような運転をすれば危険を避けることができますか？**

①対向車線にトラックがいる時は、対向車線の状況が確認しにくくなります。この場面では対向車線のトラックが「お先にどうぞ」と合図をしていますが、「譲られたので早く右折しよう」と安易に考え右折すると、死角となっている対向車の側方を進行してきた二輪車と衝突する危険があります。これは、「サンキュー事故」といわれる典型的な事故パターンのひとつです。道を譲ったドライバーは、側方の安全を確認しているとは限りません。右折時に道を譲られた時には、慌てず対向車線から二輪車などが接近していないかしっかり確認した上で慎重に右折しましょう。

②右折時は、右後方から進行してくる自転車や歩行者を見落としがちになります。特に交差点付近の自転車は、できるだけ早く通過しようとして加速してくるケースがよくあります。交差点を右折する時は、右後方から進行してくる自転車や歩行者を予測するとともに徐行を徹底しましょう。

③ピラーで死角になっているところにジョギングしている歩行者がいます。ピラーの死角は予想以上に大きいので、右折する時は、顔を動かし目視でピラーの死角に隠れている歩行者や自転車を確認しましょう。またジョギングに夢中になっている歩行者は、「車の方が止まってくれるだろう」と考え、周囲の確認をせずに通行してくることが少なくありません。ジョギングなど、次の行動の予測が難しい歩行者がいる場合は、一時停止するなどしてやり過ごしてから右折しましょう。

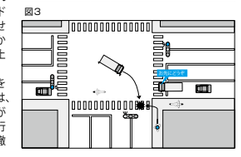


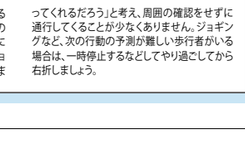


この角を基準に拡大率を220%に設定すると、A4サイズでプリントできます。

## 労務 Q&A

第202回

### 6月に施行されるパワハラ防止義務の内容は

**Q** この6月1日からパワーハラスメント（パワハラ）防止対策が事業主に義務付けられるということですが、どのような内容ですか。

**A** 雇用管理上必要な措置や不利益扱いの禁止等

【解説】ご質問のパワハラ防止対策は、昨年6月に改正された労働施策総合推進法に基づくもので、雇用管理上必要な措置をとることが事業主の義務とされました。

同法の改正では、新たにパワハラ条項として第30条の2（雇用管理上の措置等）が追加されましたが、その第1項で、職場において行われる、①優越的な関係を背景にした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの――という三つの要素を挙げ、これがすべて満たされればパワハラになると定義しています。その上で、事業主に対し、パワハラにより、就業環境が害されることのないよう、労働者からの相談に応じ、適切に対応するための体制の整備、その他雇用管理上必要な措置を講じるよう求めています。併せて、相談したこと、または事業主の相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由に、労働者に対し解雇その他の不利な扱いをしてはならない、とする不利益扱い禁止条項も定めています（同条第2項）。

事業主が講ずべき措置の具体的な内容については、別に同条第3項によるパワハラ指針（令和2年厚生労働省告示第5号）が設けられました。セクシュアルハラスメントと妊娠、出産等に関するハラスメントについては、すでに法律に基づく指針が示されていますが、パワハラではこれが初めてです。同指針によると、①事業主のパワハラ防止に関する方針等の明確化及びその周知・啓発、②相談（苦情も含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③職場におけるパワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応などの措置の実施とともに、相談者や行為者に対するプライバシー保護対策を強調しています。

ところで、今回の法改正によるパワハラ防止対策は、雇用管理上の措置が中心で、パワハラ行為そのものの禁止条項あるいは罰則は盛り込まれていません。これは、改正法制定時に、民法など他の法令との関係調整や違法行為の要件明確化などの課題を中長期的に検討する必要があるとして、立法措置にまで踏み込まなかったからです。しかしながら、パワハラについては、その程度によっては、加害者である労働者が刑法の暴行罪（第222条）や脅迫罪（第222条）に、さらに傷害が伴えば傷害罪（第204条）に問われてしまいますし、民法709条の不法行為に該当すれば民事上の損害賠償責任が生じることになります。また、事業主の措置義務違反等に対しては厚生労働大臣による勧告・公表のほか、報告を怠った場合の過料が定められていますし、加害者の行為が会社の事業に関連して行われたと認定されれば、事業主も民法715条の使用者責任を負うことに留意する必要があります。

なお、今回の雇用管理上の措置に関しては、中小企業は令和4年3月31日までは努力義務とされていますが、厚労省の総合労働相談コーナーに寄せられるパワハラ相談件数は年間8万件強とこの10年間で倍増し、これに伴いトラブルが急増している実態がありますので、今から取り組みを開始しておくことをお勧めします。

トラック運送業界唯一の教育テキスト！新規採用者必携！

事業用トラックドライバー研修テキスト

●法改正等に伴い、大改訂●

2020年改訂版

全73ヶ所を更新

■関係法令改正に伴う追加 15ヶ所
■統計データの更新等 58ヶ所

法改正に即した万全の知識を！

関係法令の一部改正に伴い、「事業用トラックドライバー研修テキスト」を改訂しました。――最新の知識に基づく適正な教育・研修にご活用ください。

10分冊全て改訂されました。

国交省の指導・監督指針の内容（12項目）を網羅

①トラックドライバーの心構え
②トラック運送事業と関係法令
③ドライバーの日常業務
④過労運転の防止と緊急時の対応
⑤トラックの構造と特性に合わせた運転
⑥トラクタとトレーラの構造と特性に合わせた運転
⑦貨物の正しい積載方法と労働災害の防止
⑧危険物を輸送する場合に留意すべき事項
⑨危険の予測及び回避
⑩安全運転のための心身の健康管理

A4判ケース付き
全ト協制作

販売価格 全10分冊 5,000円［税別 送料別］

お問合せは日貨協連テキスト販売係まで
Tel:03－3355－2031
Fax:03－3355－2037
ホームページアドレス http://www.nikka-net.or.jp
〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番5（全日本トラック総合会館9階）

## 2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の制度紹介

# 運送事業所の高い安全性をアピールする「Gマーク」

## Gマーク事業所が全体の3割超に

## 「運転者の健康づくりへの取り組み」を新たに評価項目に追加

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である全日本トラック協会は、このほど2020年度「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」実施概要を発表した。

同事業の開始から18年目を迎え、安全性優良事業所（Gマーク事業所）は2020年3月末現在で2万5948事業所、また認定率は30・2%となり、初めて30%を超えた。Gマーク認定事業所数の拡大に伴い、荷主企業や一般消費者に対して高い安全性を示すGマークのさらなる認知の広がりが期待される。

### 事業開始から18年目を迎えたGマーク制度

### 認定事業所数が年々増加

同事業は、荷主企業や一般消費者がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるための環境整備を図る目的で、トラック運送事業者の安全性を正当に評価・認定し、公表する制度。

2003年度からスタートし、2019年度までに2万5948事業所（全事業所の30・2%）を「安全性優良事業所」（Gマーク事業所）として認定している（表1）。

認定事業所に対しては、認定証が交付されるとともに、認定マークや認定ステッカー、認定ワッペンを「安全性優良事業所」の証として、認定有効期間内に限り使用することが認められ、荷主企業や一般消費者などにアピールすることが可能となる。

### 認定事業所には様々なインセンティブ

### 「特殊車両通行許可の有効期間延長」も

また、安全性優良事業所に対しては、次のようなインセンティブが付与される。

①国土交通省＝違反点数の消去、IT点呼の導入、点呼の優遇、補助条件の緩和、安全性優良事業所表彰、基準緩和自動車の有効期間の延長、特殊車両通行許可の有効期間の延長

②全ト協＝助成の優遇

③損害保険会社＝保険料の割引

安全性優良事業所は全ト協のホームページ（HP）にて事業所名、住所、電話番号が公表されているほか、掲載を希望した一部認定事業所のHPへのリンクおよび主な輸送品目も掲載されている。

なお、「引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）」の認定を受けるためには、引越の実運送を行う全ての事業所がGマークを取得していること、または取得に準ずる審査を受けることが条件になっている。引越事業者優良認定を申請予定のGマーク未取得事業所は、早期にGマークを取得する必要があるので、注意されたい。

### 新型コロナウイルス感染拡大防止のため

### 申請書類提出は「郵送」が原則に

Gマーク評価制度の評価対象は、一般貨物自動車運送事業と特定貨物自動車運送事業の事業所（営業所）。申請資格は、申請基準日（2020年7月1日）現在で、①事業開始（運輸開始）後3年を経過していること、②配置する事業用自動車の数が5台以上であること――などが条件となっている。

申請から認定までの流れは、図1の通りである。

なお、2020年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、図3の通り特例措置が講じられることとなる。特例措置の詳細については、全ト協HPに掲載されている申請案内を参照のこと。

申請書類は、全ト協HPに掲載するとともに、5月8日より（土・日曜日を除く）、当該事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（都道府県トラック協会）で入手できる。

また、4月24日～7月14日の期間、申請書・自認書をWeb上で作成できる「申請書作成システム」が稼働している。システムの混雑状況については図4の通り。なお、同システムを利用して作成した申請書による申請は無料となるが、複写式申請書（手書き記入）による申請の場合には、申請書の実費（1000円・税込）が必要となる。

申請に際しては例年と異なり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、5面の図5の通り、郵送で地方実施機関（都道府県ト協）に対して申請書類を提出するという特例措置が取られる（7月1日～14日必着）。発送方法や注意事項については5面の図5を確認のこと。

また、インターネットを利用して申請書を作成した場合でも、必ず地方実施機関に申請書類を提出する必要があるので、注意されたい。

申請書が受理された事業所は、①安全性に対する法令の遵守状況、②事故や違反の状況、③安全性に対する取組の積極性――の3項目について、安全性評価委員会から評価を受けることになる。

今年度からは、評価対象となる取組について、脳検査の受診や携帯型心電計の活用、SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査の受診などといった「健康起因事故防止対策」などが新たに加えられた。また、評価項目の配点が一部変更になることで、各評価項目の合計点は100点から101点に変更となる。変更点の詳細は図2の通り。

評価3項目の合計点数80点以上で、各評価項目において設けられている基準点数をクリアし、その他の認定要件も満たされている場合、「安全性優良事業所」として認定される。評価結果は、各申請事業所に対して12月中旬（予定）に郵送にて通知される。

認定の有効期間については表2の通りである。

なお、申請手続きの詳細等については、全ト協HPに掲載されている申請案内を参照のこと。

## 申請書類の頒布

▼4月24日～
インターネットによる頒布

▼5月8日～（土・日曜日を除く）
紙媒体による頒布

## 窓口申請受付期間

## 7月1日～7月14日（土・日曜日を除く）

安全認定
有効期限2024年末
安全性優良事業所
国土交通省/全日本トラック協会

「安全性優良事業所」認定のシンボルマークは、高評価を得た事業所にのみ与えられる“安全性”の証です。“G”の由来はGood「よい」、Glory「繁栄」の頭文字「G」を取ったものです。

**表1　認定事業所数および認定事業所の車両台数の推移**

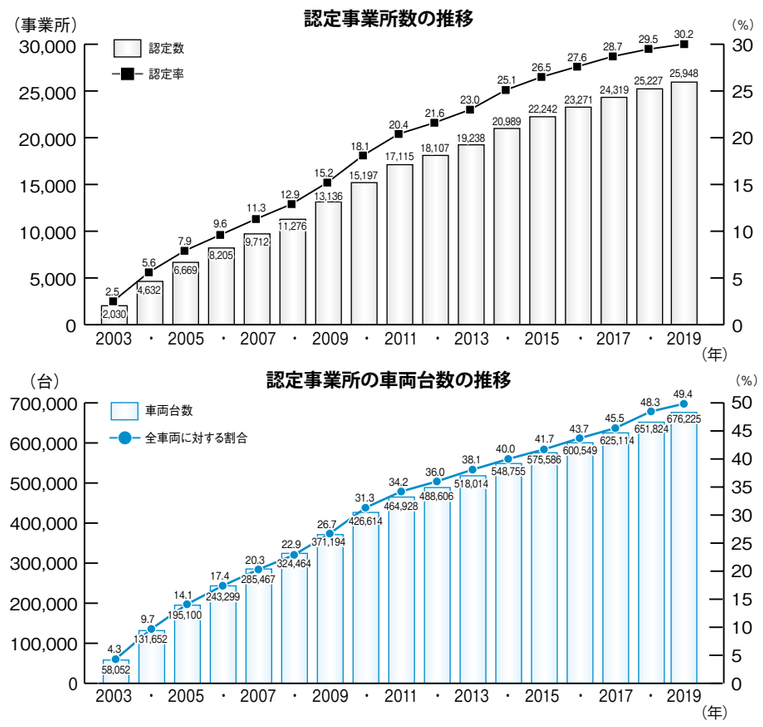


**図1　申請から認定までの流れ**

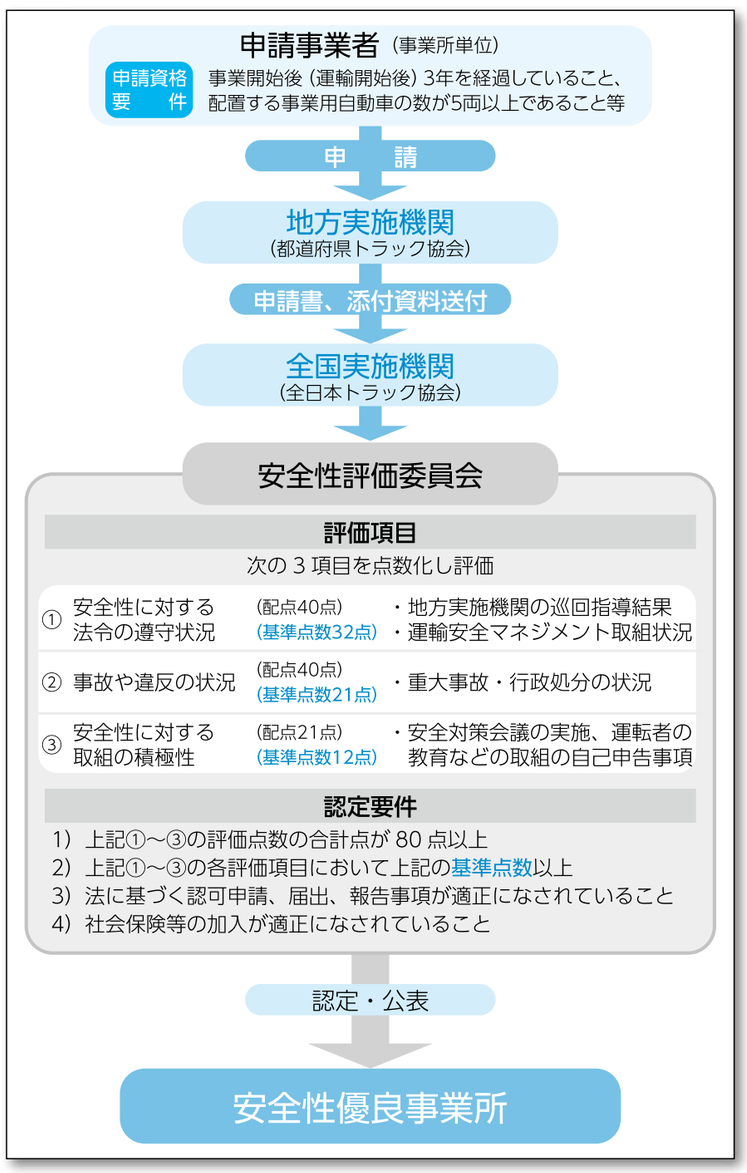


**図2　今年度からの評価項目の変更点**

1. 評価項目Ⅲ「安全性に対する取組の積極性」の自認項目11を「健康起因事故防止対策等輸送の安全に関する自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。」に変更し、「運転者の健康状態や疲労状態の把握に効果が高い取組として脳検査の受診、携帯型心電計の活用、SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査の受診のいずれかの実施」に対して「2点加点」とする。また、2点加点の3つの取組以外の健康起因事故防止に係る取組についても「1点加点」とする（定期健康診断の受診など法令で義務付けられているものを除く）。

2. 評価項目Ⅲ「安全性に対する取組の積極性」の配点を21点に変更し、評価項目合計を101点とする。

※各評価項目における配点・基準点数は図1に記載の通り

**表2　安全性優良事業所の有効期間**

| 新規・更新の種別 | 現在の認定証番号 | 今回の認定による有効期間 |
|---|---|---|
| 新規認定事業所 | | 2021年1月1日～2022年12月31日（2年間） |
| 初回更新事業所 | 189**** | 2021年1月1日～2023年12月31日（3年間） |
| 2回目更新事業所 | 29*****（1） | 2021年1月1日～2024年12月31日（4年間） |
| 3回目更新事業所 | 28*****（2） | |
| 4回目更新事業所 | 28*****（3） | |
| 5回目更新事業所 | 28*****（4） | |

※「現在の認定証番号」欄の「*」は各事業所に割り振られた数字を指します。

**図3　新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特例措置について**

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）について、下記の通り特例措置を講じる。

①申請受付に係る特例措置（詳細5面 図5）
原則、郵送による地方実施機関（都道府県トラック協会）への申請書類の提出とする（7月1日～14日必着）。

②評価項目に係る特例措置
1. 安全性に対する法令の遵守状況（配点40点）
⑴中項目1～5（地方実施機関による巡回指導結果）について
新規申請、更新申請AまたはB方式を選択した場合であって、巡回指導の実施が困難な場合については、直近の巡回指導結果を点数化し、評価を実施する（直近の巡回指導結果がない場合は、期限までに巡回指導を実施する）。
⑵中項目6（運輸安全マネジメント取組状況）について
特例措置は設けない。
2. 事故や違反の状況（配点40点）
特例措置は設けない。
3. 安全性に対する取組の積極性（配点21点）
新型コロナウイルス感染拡大の影響がある期間（2020年3月～6月）で実施できなかった取組について、下記の自認項目に限り、別に定める自認書で評価を行う。
項目2　事業所内で安全対策会議（安全に関するQC活動を含む）を定期的に実施している。
項目3　荷主企業、協力会社または下請会社との安全対策会議を定期的に実施している。
項目5　外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。
項目6　特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている。

③提出書類
提出書類についても一部が変更になる。詳細は、申請案内16ページ～19ページを参照のこと。

④厚生年金保険料納付確認に係る特例措置
日本年金機構が、新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度を3月19日に設けたことを踏まえ、年金事務所へ猶予の申請を行った事業所については、確認対象の2020年4月分または5月分の厚生年金保険料について、2020年1月分～5月分のうち、いずれか1か月分の厚生年金保険料の納付が確認できる書類の提出を認める。

※特例措置の詳細については、全ト協HPに掲載されている申請案内を参照のこと。

**図4　混雑緩和にご理解とご協力をお願いいたします**

＜申請書作成システムの利用について＞

毎年、Gマーク申請書等の準備のため6月から申請受付時期にかけて「申請書作成システム」の利用が大変混雑いたします。
今年度も利用者の混雑が予想されますので、下記の混雑予想をご参照いただき、時間に余裕をもって「申請書作成システム」をご利用いただきますようご理解とご協力をお願いいたしします。

【システム稼動期間】2020年4月24日（金）～7月14日（火）
【申請受付期間】2020年7月1日（水）～7月14日（火）※原則、郵送による地方実施機関への提出が必要となります。

◆昨年実績による混雑予想（□:利用しやすい　□:比較的利用しやすい　□:混雑して利用しにくい　□:繋がりにくい）

| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4月 | | | | | 16 | 17 | 18 |
| | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |
| 5月 | | | | | | 1 | 2 |
| | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| | 31 | | | | | | |
| 6月 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| | 28 | 29 | 30 | | | | |
| 7月 | | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| | 12 | 13 | 14 | | | | |

昨年実績による混雑予想（時間帯）

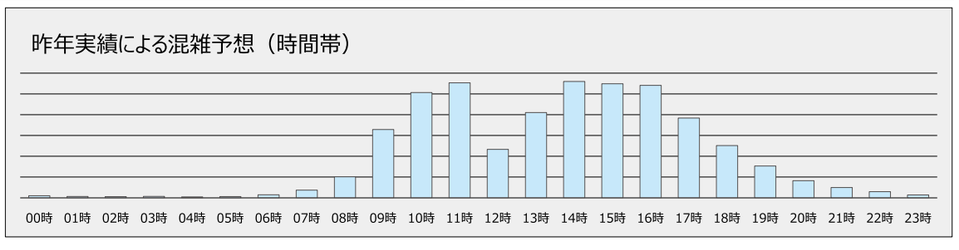

# 特集 Gマーク認定事業所紹介

# 「Gマーク」は安全輸送のステータスシンボル

## 高まりつつある荷主の安全への意識　安全性の高さが「差別化」に繋がる

2020年度の「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」が本格的にスタートした（4面に制度概要）。

『広報とらっく』では、Gマーク認定を受けている事業所を訪問し、Gマーク認定取得の経緯や安全性向上への取り組み、またGマーク取得によるメリットなどを取材した。

今回は、荷主からの要請を受けてGマーク取得に向けた取り組みを進め、令和元年12月、初めての申請でGマーク認定事業所に認定された、福島県福島市の八島運送㈱（林富士雄代表取締役社長）福島営業所を紹介する。

### 八島運送株式会社福島営業所（福島県福島市）

同社では、新聞用ロール紙などの紙製品の輸送を主体としている

八島運送㈱の歴史は、昭和47年に福島県浪江町で、創業者の林茂氏が10トントラック1台で営業を開始したことに始まる。52年に八島運送㈲本社営業所を設立し、林茂氏は代表取締役社長に就任。長年、浪江町を拠点に同社は事業を展開してきた。

しかし、平成23年に発生した、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難を強いられることとなり、同社では福島市内に仮事務所を設置して事業を継続。25年に現在の場所に福島営業所を開設し、営業を開始している。さらに、震災から6年後となる29年に、本社営業所が営業を再開。令和元年に八島運送㈱に商号変更するとともに、林茂氏は代表取締役会長になり、林富士雄氏が代表取締役社長に就任した。

林　茂
代表取締役会長

林　富士雄
代表取締役社長

同社の輸送品目をみると、新聞用ロール紙などの紙製品が4割を占めている。同社では、大手製紙会社の紙輸送を担っており、宮城県内の製紙工場から新聞用ロール紙を関東地方に輸送し、関東地方からは古紙を宮城県内の製紙工場に運んでいる。その他に、ハウス部材や鉄鋼材類などの輸送を行うほか、ダンプ車を保有し除染土の輸送にも乗り出している。

さて、同社がGマーク取得に取り組んだのは、荷主である大手製紙会社からの「Gマークを取得したらどうか」という要請が大きなきっかけになったという。

### ▽「Gマーク」を重視する荷主が増加　荷主からの要請に応え取得を決意

Gマーク制度開始以降、Gマーク認定事業所が年々増加しており、それにつれて、運送事業者だけではなく荷主などにもGマーク制度が知られるようになるとともに、Gマーク認定事業所が「安全性の高い事業所」であるという理解も広まってきている。近年、企業におけるコンプライアンス（法令遵守）が重視されている中で、取引を行う運送事業者に対してもコンプライアンスへの取り組みを求めるという観点から、Gマーク取得を求める荷主が増えてきている。なかには、新規の運送事業者との取引の際に、Gマークの有無を重視する荷主もみられるようになった。

「ここ3、4年でGマークへの荷主の認識が大きく変わってきたと感じています。安全性の高い事業所であることを証明するGマークを取得し、荷主に対して安全性向上への取り組みをアピールしていくことで、同業他社との差別化にも繋がります。年々高まってきている荷主からの安全性向上に対する期待に応えたいと考え、当社でもGマーク取得に向けた準備を進めることに決めました」（林社長）

Gマーク取得に向けて、同社では4年ほど前から福島県トラック協会（石近八郎会長）が実施している説明会に参加し、着々と準備を進めた。そして、令和元年7月に本社・福島の2営業所のGマーク申請を実施。その結果、同年12月に両営業所ともGマーク認定を受けることができた。後述する通り、同社では様々な安全性向上に資する取り組みを実施してきていたこともあり、2営業所ともに初めての申請で見事認定取得に至ったのである。

福島県適正化事業実施機関（石近八郎実施本部長）が今年1月10日に開催した「安全性評価事業認定証授与式」では、新規にGマーク認定を受け、審査で高い評価を受けた県内の事業所に対して認定証が交付された。

これを受けて、同授与式に出席した林社長が代表者決意表明を行い、「Gマーク制度の重要性を再認識し、安心・安全な輸送を第一に、優良事業所としてさらなる資質向上を目指します」と宣言した。

ところで、同社が取り扱う新聞用ロール紙は、積み降ろしや輸送中のちょっとした振動で傷がついてしまうほどデリケートなものである。その上、湿気に弱く、重量があって大きいことから、新聞用ロール紙を扱う際には細心の注意が要求される。商品事故を防ぐためには、運転操作や荷役作業に対するドライバーの高い技量が求められることもあり、同社では配車を行う際に、担当ドライバーの経験年数や技量を踏まえた上で、配車を行うようにしているという。

「当社の主力である新聞用ロール紙などの紙製品輸送に関しては、高い輸送品質が求められます。当社では、ドライバーの運転操作はもちろんのこと、荷役作業の丁寧さも重視した上で、商品事故を防ぐための教育にも力を注いでいます」（林会長）

### ▽側方カメラを搭載し事故防止に繋げる　商品事故防止の観点から配車にも工夫

それでは、同社における安全性向上への取り組みをみていくことにしよう。

同社では、15年ほど前からデジタルタコグラフを導入し、運行管理を行っている。デジタコで取得したデータのうち、同社では速度やエンジン回転数、連続運転時間などで高得点を獲得したドライバーに対して、手当を給与に上乗せするといった評価制度を設けている。

また、ドライブレコーダーも早い段階で車両に搭載している。当初は前方と後方、そしてキャビン内を撮影できる3カメラ型の機種だったが、現在ではさらに機能を加えて、左右の側面も撮影できる5カメラ型のドラレコへの更新を完了した。

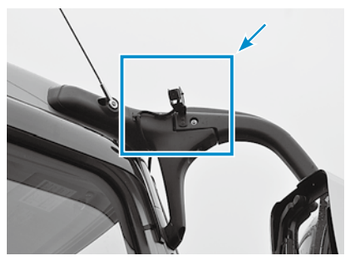
前後だけでなく左右の車両側面も撮影できる5カメラ型のドライブレコーダーの導入が完了した（矢印は右側方を映すカメラ）

「これまで当社の車両でも車両側方への事故の経験がありましたが、車両側方の映像を録画できるドラレコを搭載していたことで、当社の車両に過失がなかったことを証明することができました」（同）

### ▽自社工場での整備徹底でトラブル防ぐ　車両不具合の早期発見に繋がる「日々の洗車」

さて、輸送品質の向上を図っていくためには、日頃からの的確な運転操作や丁寧な荷役作業はもちろんのこと、日常の車両点検を欠かさずに実施し、運行時における予期せぬトラブルを未然に防いでいくことも重要である。

同社は、福島営業所に自社整備工場を設けている。整備工場内には30トンリフトを整備し、荷物を車両に積載した状態のままでトラックを持ち上げることができるため、素早い車両整備が可能となっている。

また、同社のドライバーが特に力を入れているのが、「日々の洗車」である。日頃から車両をきれいな状態にしておくことで、車両の不具合をいち早く発見することができ、運行中のトラブル防止に繋げることができる。

福島営業所のある福島県中通りは、本社営業所のある同浜通りに比べると冬は雪が多くなるため、融雪剤として道路上に塩化カルシウムをまくことがある。この塩化カルシウムを洗い流さずに、車両にこびりついたまま放置すると、短時間で錆が発生し、車両の下回りにダメージを与えてしまうため、運行中の予期せぬトラブルにも繋がりかねない。そのため、冬場は特に下回りを念入りに洗うようにして、トラブル防止を図っている。

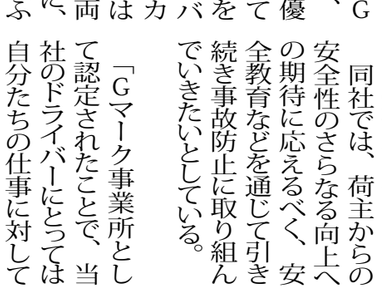
洗車を欠かさずに行い、車両をきれいな状態にしておくことで、車両の不具合の早期発見に繋がる

「当社では運行中のトラブル防止の観点から、以前から車両の点検・整備については特に念入りに行うようにと、ドライバーたちに厳しく指導してきました。自社内に整備工場を完備したことで、車両のメンテナンスを適宜行うことができるようになり、安定運行の実現に結びついています。また、ドライバーが日々車両を丁寧に洗うことで、車両への愛着も芽生え、運行不能に結びつくような車両の不具合の早期発見にも繋がっています」（同）

### ▽「獲得したGマークを返還してはならない」　安全への意識高め事故ゼロを目指す

Gマーク取得以降、同社のドライバーにも少しずつ変化が生まれてきているという。

車両に貼られているGマークステッカーには、目立つように「安全性優良事業所」と記載されている。Gマークの意味を知らない一般のドライバーからも、このステッカーが貼られている車両は安全性優良事業所の車両であるとみられるだけに、同社のドライバーは「ふさわしい運転をしなければ」と、より気を引き締めて日々の運転にあたるようになったという。

同社では、荷主からの安全性のさらなる向上への期待に応えるべく、安全教育などを通じて引き続き事故防止に取り組んでいきたいとしている。

「Gマーク事業所として認定されたことで、当社のドライバーにとっては自分たちの仕事に対して誇りをもつことができるようになると同時に、『安全性優良事業所のドライバー』としての責任感も生まれています。Gマークを取得することはもちろん大変なことでしたが、それ以上に今後Gマークを維持していくことの方がより大変だと感じています。『安全性優良事業所』の名にふさわしい事業者であり続けるために、今後も交通事故・労働災害ゼロを目標に掲げ、輸送の安全性向上に努めていきたいと考えています」（林社長）

（取材協力）八島運送㈱
林茂代表取締役会長、
林富士雄代表取締役社長

**会社概要**

**八島運送㈱**
［代表取締役会長　林　茂］
［代表取締役社長　林　富士雄］

| | |
|---|---|
| 本　社 | 福島県双葉郡浪江町大字高瀬字穴田3 |
| 福島営業所 | 福島県福島市瀬上町字中新田3-15 |
| 設　立 | 昭和52年7月27日 |
| 資本金 | 5,500万円 |
| 従業員数 | 39人（うちドライバー36人） |
| 車両数 | 39台 |

## 図5　新型コロナウイルス感染拡大防止のための申請受付に係る特例措置（新規申請・更新申請共通）

原則、郵送による地方実施機関への申請書類の提出とします。（7月1日～14日必着）
申請事業所は、資料を郵送する際に簡易書留など荷物追跡が可能な方法で発送して下さい。
原則は郵送による申請ですが、個別対応については地方実施機関にご連絡をお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対応等が難しい地方実施機関もありますのでご理解を賜りますようお願いいたします。
※ 受付後、地方実施機関からＦＡＸにて申請者（控え）を返送もしくは電話にて受付受理を連絡します。

**注意事項**
- 申請書、申請書類が全てあるか申請案内16ページで確認して下さい。
- 申請書、申請書類は必ずファイルに綴じて、書類がバラバラにならないようにして送付して下さい。
- 申請書4枚組、自認書3枚組（複写式は4枚）全てのページに必ず印（2カ所）を押して下さい。

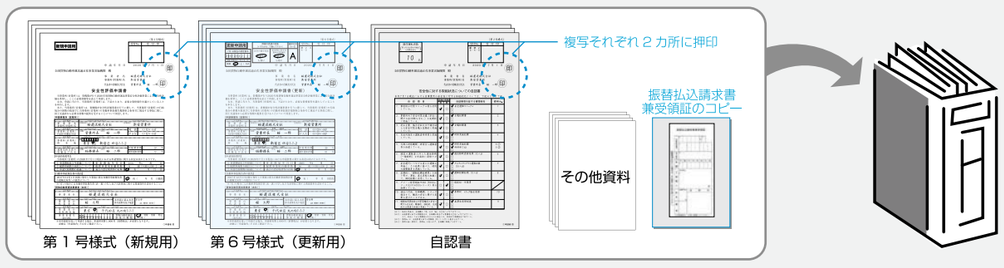


**発送方法**　※申請書類を発送した際、送り状番号（お問い合わせ番号）が記載された控えを必ず保管して下さい。控えがないと、申請受付時のトラブルへの対応ができませんのでご注意下さい。

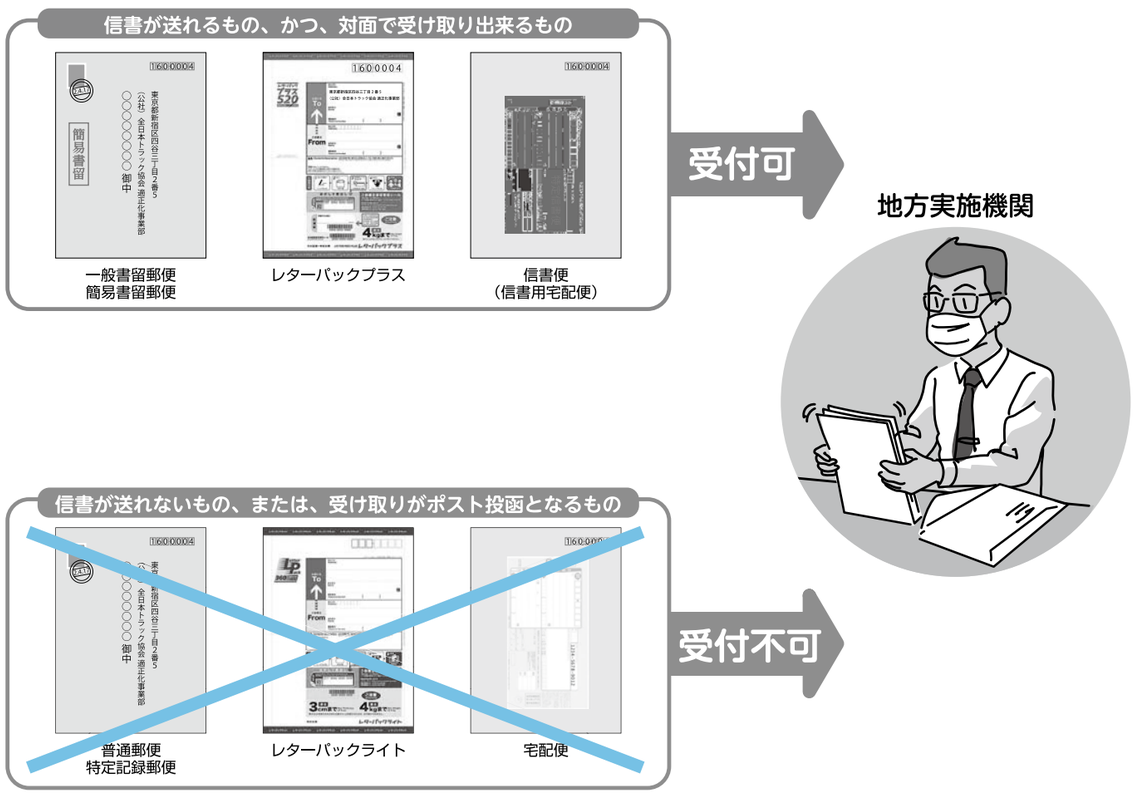

# 全国 道路関係 入浴・シャワー施設情報

## 【TS、道の駅、高速道 SA・PA】

全日本トラック協会HP 『新型コロナウイルス関連情報』からも検索できます

（4月28日現在。最新の情報は各施設へお問い合わせください）

## トラックステーション（TS）

GWの一部休業については全ト協HPをご確認下さい

| 施設名 | 住所 | 電話番号 | 入浴施設 | シャワー施設 | 大型車駐車台数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 仙台TS | 宮城県仙台市宮城野区苦竹4-1-15 | 022-232-9336 | | | 39 |
| 白河の関TS | 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字夏針15-1 | 0248-21-7167 | | | 45 |
| 茨城TS | 茨城県小美玉市西郷地字新田1390 | 0299-48-3455 | | ※1 | 30 |
| 矢板TS | 栃木県矢板市乙畑440-2 | 0287-48-1919 | | ※1 | 46 |
| 大宮TS | 埼玉県さいたま市西区三橋6-699-1 | 048-623-6815 | | | 41 |
| 東神TS | 神奈川県大和市上草柳588 | 046-261-1100 | | | 97 |
| 新潟TS | 新潟県新潟市西区山田196-1 | 025-233-6961 | | | 52 |
| 金沢TS | 石川県金沢市千木町ル21-1 | 076-257-2755 | | ※1 | 56 |
| 浜松TS | 静岡県浜松市東区流通元町2-3 | 053-421-5311 | | ※1 | 116 |
| 安城TS | 愛知県安城市尾崎町大縄19-1 | 0566-98-8823 | | | 74 |
| 名古屋TS | 愛知県名古屋市港区藤前3-601 | 052-303-2188 | | ※1 | 97 |
| 亀山TS | 三重県亀山市小野町桜口586-4 | 0595-82-3935 | | ※1 | 82 |
| 彦根TS | 滋賀県彦根市鳥居本町字むさ満2337-1 | 0749-26-0156 | | ※1 | 45 |
| 大阪TS | 大阪府寝屋川市木屋元町20-1 | 072-832-2362 | | ※1 | 80 |
| 奈良・針TS | 奈良県奈良市針町487-1 | 0743-82-0622 | | | 60 |
| 岡山TS | 岡山県岡山市中区倉富285-19 | 086-277-4055 | | | 53 |
| 尾道TS | 広島県尾道市高須町字才ケ久保21193-3 | 0848-46-1882 | | | 37 |
| 三次TS | 広島県三次市西酒屋町船所1468 | 0824-63-0025 | | | 30 |
| 北九州TS | 福岡県北九州市小倉北区東港1-3 | 093-581-5031 | | | 70 |
| 鳥栖TS | 佐賀県鳥栖市永吉町617-1 | 0942-83-7035 | | ※1 | 48 |
| 諫早TS | 長崎県諫早市貝津町1051-12 | 0957-26-8228 | | ※1 | 45※2 |
| 大分TS | 大分県大分市大字上戸次字宇土ノ口6045-2 | 097-597-6233 | | | 43 |
| 宮崎TS | 宮崎県児湯郡新富町大字三納代字畑中1765-1 | 0983-33-0880 | | | 18 |
| 鹿児島TS | 鹿児島県鹿児島市西別府町2941-19（流通業務団地内） | 099-281-5960 | | | 50 |

（駐車台数は大型車とトレーラの台数の合計）　※1　女性用シャワー　※2　5台の中型車を含む

## 道の駅

（出典：国土交通省ホームページ　道路局「道の駅案内」）

| 施設名 | 住所 | 電話番号 | 入浴施設 | シャワー施設 | 大型車駐車台数 |
|---|---|---|---|---|---|
| びふか | 北海道中川郡美深町字大手307-1 | 01656-2-1000 | | | 18 |
| 忠類 | 中川郡幕別町忠類白銀町384-12 | 01558-8-3236 | | | 12 |
| かみゆうべつ温泉チューリップの湯 | 紋別郡湧別町中湧別中町3020-1 | 01586-4-1126 | | | 8 |
| サンフラワー北竜 | 雨竜郡北竜町字板谷163-2 | 0164-34-3321 | | | 16 |
| みついし | 日高郡新ひだか町三石鳥舞161-2 | 0146-34-2333 | | | 14 |
| 阿寒丹頂の里 | 釧路市阿寒町上阿寒23-36-1 | 0154-66-2969 | | | 8 |
| ほっと♡はぼろ | 苫前郡羽幌町北3条1-29 | 0164-62-3800 | | | 23 |
| 森と湖の里ほろかない | 雨竜郡幌加内町字政和第1 | 0165-37-2070 | | | 5 |
| なとわ・えさん | 函館市日ノ浜町31-2 | 0138-85-4010 | | | 3 |
| むかわ四季の館※3 | 勇払郡むかわ町美幸3-3-1 | 0145-42-4171 | | | 3 |
| 鐘のなるまち・ちっぷべつ | 雨竜郡秩父別町2085 | 0164-33-3902 | | | 5 |
| 風Wとままえ | 苫前郡苫前町字苫前119-1 | 0164-64-2810 | | | 10 |
| しほろ温泉 | 河東郡士幌町字下居辺西２-134 | 01564-5-3630 | | | 9 |
| ☆ロマン街道しょさんべつ | 苫前郡初山別村字豊岬153-1 | 0164-67-2525 | | | 5 |
| パパスランドさっつる | 斜里郡清里町字神威1071 | 0152-26-2288 | | | 5 |
| しんしのつ | 石狩郡新篠津村第45線北２ | 0126-58-3166 | | | 7 |
| びえい「白金ビルケ」 | 上川郡美瑛町字白金 | 0166-94-3355 | | | 4 |
| 浅虫温泉 | 青森県青森市大字浅虫字螢谷341-19 | 017-737-5151 | | | 17 |
| いかりがせき | 平川市碇ヶ関碇石13-1 | 0172-49-5020 | | | 5 |
| ふかうら | 西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川144-1 | 0173-76-3660 | | | 4 |
| 雫石あねっこ | 岩手県岩手郡雫石町橋場坂本118-10 | 019-692-5577 | | | 15 |
| とうわ | 花巻市東和町安俵6区147-2 | 0198-42-3006 | | | 8 |
| 上品の郷 | 宮城県石巻市小船越字二子北下1-1 | 0225-62-3670 | | | 10 |
| やたて峠 | 秋田県大館市長走字陣場311 | 0186-51-2311 | | | 5 |
| 東由利 | 由利本荘市東由利老方字畑田28 | 0184-69-2611 | | | 18 |
| 象潟 | にかほ市象潟町字大塩越73-1 | 0184-32-5588 | | | 20 |
| おがち | 湯沢市小野字橋本90 | 0183-52-5500 | | | 20 |
| てんのう | 潟上市天王字江川上谷地109-2 | 018-878-6588 | | | 14 |
| 岩城 | 由利本荘市岩城内道川字新鶴潟192-43 | 0184-73-3789 | | | 20 |
| おおうち | 由利本荘市岩谷町字西越36 | 0184-62-1126 | | | 8 |
| うご | 雄勝郡羽後町西馬音内字中野200 | 0183-56-6128 | | | 6 |
| おが | 男鹿市船川港船川字新浜町1番地19 | 0185-47-7515 | | | 7 |
| あつみ | 山形県鶴岡市早田字戸ノ浦606 | 0235-44-3211 | | | 14 |
| にしかわ | 西村山郡西川町大字水沢2304 | 0237-74-2100 | | | 10 |
| 鳥海 | 飽海郡遊佐町大字菅里字菅野308-1 | 0234-71-7222 | | | 12 |
| 庄内みかわ | 東田川郡三川町大字横山字堤172-1 | 0235-68-2500 | | | 22 |
| たかはた | 東置賜郡高畠町大字安久津2072-1 | 0238-52-5433 | | | 8 |
| 喜多の郷 | 福島県喜多方市松山町鳥見山字三町歩5598-1 | 0241-21-1139 | | | 5 |
| ならは | 双葉郡楢葉町大字山田岡字大堤入22-1 | 0240-26-1126 | | | 17 |
| きらら289 | 南会津郡南会津町山口字橋尻1 | 0241-71-1289 | | | 4 |
| 奥久慈だいご | 茨城県久慈郡大子町大字池田2830-1 | 0295-72-6111 | | | 6 |
| グランテラス筑西 | 筑西市川澄1850番地 | 0296-45-5055 | | | 43 |
| きつれがわ | 栃木県さくら市喜連川4145-10 | 028-686-8180 | | | 7 |
| はが | 芳賀郡芳賀町大字祖母井842-1 | 028-677-6000 | | | 13 |
| 湯西川 | 日光市西川478-1 | 0288-78-1222 | | | 3 |
| うつのみや　ろまんちっく村 | 宇都宮市新里町丙254 | 028-665-8800 | | | 12 |
| たかねざわ　元気あっぷむら | 塩谷郡高根沢町大字上柏崎588番地1 | 028-676-1126 | | | 11 |
| 六合 | 群馬県吾妻郡中之条町大字小雨22 | 0279-95-3342 | | | 1 |
| 白沢 | 沼田市白沢町平出1297 | 0278-53-3939 | | | 5 |
| よしおか温泉 | 北群馬郡吉岡町大字漆原2004 | 0279-54-1221 | | | 8 |
| 赤城の恵 | 前橋市荻窪町437-11 | 027-288-0378 | | | 12 |
| ふじみ | 前橋市富士見町石井1569-1 | 027-230-5555 | | | 5 |
| 中山盆地 | 吾妻郡高山村大字中山2357-1 | 0279-63-2000 | | | 6 |
| あがつま峡 | 吾妻郡東吾妻町大字三島6441 | 0279-67-3193 | | | 11 |
| 大滝温泉 | 埼玉県秩父市大滝4277-2 | 0494-55-0126 | | | 0 |
| 両神温泉薬師の湯 | 秩父郡小鹿野町両神薄2380 | 0494-79-1533 | | | 5 |
| かぞわたらせ | 加須市小野袋1737 | 0280-62-5555 | | | 22 |
| むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷 | 千葉県長生郡睦沢町森2-1 | 0475-36-7400 | | | 18 |
| 保田小学校 | 安房郡鋸南町保田724 | 0470-29-5530 | | | 5 |
| 朝日 | 新潟県村上市猿沢1215 | 0254-72-1551 | | | 20 |
| 関川 | 岩船郡関川村大字上関1252-1 | 0254-64-0252 | | | 16 |
| ちぢみの里おぢや | 小千谷市稗生甲1670-1 | 0258-81-1717 | | | 12 |
| 胎内 | 胎内市下赤谷387-1 | 0254-47-2723 | | | 5 |
| クロス10十日町 | 十日町市本町六の1-71-26 | 025-757-2323 | | | 6 |
| 風の丘米山※4 | 柏崎市大字青海川175-1 | 0257-26-2611 | | | 5 |
| じょんのびの里高柳 | 柏崎市高柳町高尾10-1 | 0257-41-2222 | | | 10 |
| 国上 | 燕市国上5866-1 | 0256-98-0770 | | | 5 |
| よしかわ杜氏の郷 | 上越市吉川区杜氏の郷1 | 025-548-2331 | | | 8 |
| うみてらす名立 | 新潟県上越市名立区名立大町4280-1 | 025-531-6300 | | | 13 |
| 氷見 | 富山県氷見市北大町25-5 | 0766-72-3400 | | | 9 |
| メルヘンおやべ | 小矢部市桜町1535-1 | 0766-68-3811 | | | 34 |
| ころ柿の里しか | 石川県羽咋郡志賀町末吉新保向10 | 0767-32-4831 | | | 2 |
| 倶利伽羅　源平の郷 | 河北郡津幡町字竹橋西239-14 | 076-288-1054 | | | 5 |
| 山中温泉　ゆけむり健康村 | 加賀市山中温泉こおろぎ町イ19 | 0761-78-5620 | | | 0 |
| シーサイド高浜 | 福井県高浜町下車持46-10 | 0770-72-6666 | | | 19 |
| 越前 | 丹生郡越前町厨71-335-1 | 0778-37-2360 | | | 11 |
| 禅の里 | 吉田郡永平寺町清水2-21-1 | 0776-64-3377 | | | 2 |
| たばやま | 山梨県北都留郡丹波山村2901 | 0428-88-0411 | | | 3 |
| みまき | 長野県東御市布下35-4 | 0268-67-3467 | | | 3 |
| マルメロの駅ながと | 小県郡長和町古町2424-19 | 0268-68-2000 | | | 15 |
| 信州蔦木宿 | 諏訪郡富士見町落合1984-1 | 0266-61-8222 | | | 18 |
| 小谷 | 北安曇郡小谷村大字北小谷1861-1 | 0261-71-6000 | | | 7 |
| ぽかぽかランド美麻 | 大町市美麻16784 | 0261-29-2030 | | | 8 |
| 信州平谷 | 下伊那郡平谷村252 | 0265-48-2911※5 | | | 23 |
| 遠山郷 | 飯田市南信濃和田456 | 0260-34-1071 | | | 10 |
| 花街道付知 | 岐阜県中津川市付知町8581-1 | 0573-82-2000 | | | 8 |
| 美濃白川 | 加茂郡白川町河東3500-1 | 0574-75-2146 | | | 13 |
| 星のふる里　ふじはし | 揖斐郡揖斐川町東横山264-1 | 0585-52-2020 | | | 9 |
| 飛騨金山ぬく森の里温泉 | 下呂市金山町金山911-1 | 0576-32-4855 | | | 4 |
| 桜の郷　荘川 | 高山市荘川町猿丸88-1 | 05769-2-1030 | | | 5 |
| 古今伝授の里やまと | 郡上市大和町剣164 | 0575-88-2525 | | | 8 |
| 和良 | 郡上市和良町宮地1155 | 0575-77-2353 | | | 3 |
| うすずみ桜の里・ねお | 本巣市根尾門脇433-3 | 0581-38-3430 | | | 2 |
| 飛騨白山 | 大野郡白川村平瀬高ダイ516-12 | 05769-5-2230 | | | 3 |
| 池田温泉 | 揖斐郡池田町片山1953-1 | 0585-45-0037 | | | 9 |
| 花の三聖苑伊豆松崎 | 静岡県賀茂郡松崎町大沢20-1 | 0558-42-3420 | | | 5 |
| 川根温泉 | 島田市川根町笹間渡220 | 0547-53-4330 | | | 4 |
| 伊東マリンタウン | 伊東市湯川571-19 | 0557-38-3811 | | | 14 |
| くるら戸田 | 沼津市戸田1294-3 | 0558-94-5151 | | | 3 |
| どんぐりの里　いなぶ | 愛知県豊田市武節町針原４番地１ | 0565-83-3200 | | | 12 |
| 飯高駅 | 三重県松阪市飯高町宮前177 | 0598-46-1111 | | | 8 |
| 農匠の郷やくの | 京都府福知山市夜久野町平野2150 | 0773-38-0001 | | | 5 |
| スプリングスひよし | 南丹市日吉町中宮の向8 | 0771-72-1526 | | | 5 |
| 神鍋高原 | 兵庫県豊岡市日高町栗栖野59-13 | 0796-45-1331 | | | 4 |
| 但馬楽座 | 養父市上野299 | 079-664-1000 | | | 5 |
| あいおい白龍城 | 相生市那波南本町1866-6 | 0791-23-5995 | | | 4 |
| 神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢 | 神戸市北区大沢町上大沢2150 | 078-954-1940 | | | 15 |
| 杉の湯　川上 | 奈良県吉野郡川上村迫695 | 0746-52-0006 | | | 4 |
| 針Ｔ・Ｒ・Ｓ | 奈良市針町340-1 | 0743-82-5633 | | | 50 |
| 伊勢本街道　御杖 | 宇陀郡御杖村大字神末6325 | 0745-95-2641 | | | 3 |
| おくとろ | 和歌山県東牟婁郡北山村大字下尾井字浦地335 | 0735-49-2324 | | | 7 |
| 椿はなの湯 | 西牟婁郡白浜町椿1058-1 | 0739-46-0617 | | | 15 |
| なち | 東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮361-2 | 0735-52-9201 | | | 7 |
| シルクウェイにちはら | 島根県鹿足郡津和野町池村1997 | 0856-74-2045 | | | 18 |
| 秋鹿なぎさ公園 | 松江市岡本町1048-1 | 0852-88-3700 | | | 3 |
| 津和野温泉なごみの里 | 鹿足郡津和野町鷲原イ256 | 0856-72-4122 | | | 11 |
| むいかいち温泉 | 鹿足郡吉賀町有飯225-2 | 0856-77-3040 | | | 2 |
| 豊平どんぐり村 | 広島県山県郡北広島町都志見12609 | 0826-84-1316 | | | 16 |
| スパ羅漢 | 廿日市市飯山21-5 | 0829-72-2221 | | | 3 |
| ふぉレスト君田 | 三次市君田町泉吉田311-3 | 0824-53-7021 | | | 3 |
| 阿武町 | 山口県阿武郡阿武町大字奈古2249 | 08388-2-0355 | | | 5 |
| おふく | 美祢市於福町上4383-1 | 0837-56-5005 | | | 3 |
| 願成就温泉 | 山口市阿東徳佐上10002-116 | 083-957-0118 | | | 15 |
| 蛍街道西ノ市 | 下関市豊田町大字中村876-4 | 083-767-0241 | | | 5 |
| 宍喰温泉 | 徳島県海部郡海陽町久保字板取219-6 | 0884-76-3442 | | | 3 |
| もみじ川温泉 | 那賀郡那賀町大久保字西納野4-7 | 0884-62-1171 | | | 3 |
| ふれあいパークみの | 香川県三豊市三野町大見乙74 | 0875-72-2601 | | | 11 |
| 小豆島オリーブ公園 | 小豆郡小豆島町西村甲1941-1 | 0879-82-2200 | | | 9 |
| たからだの里さいた | 三豊市財田町財田上108-6 | 0875-67-2614 | | | 3 |
| 香南楽湯 | 高松市香南町横井997-2 | 087-815-8585 | | | 2 |
| ことなみ | 仲多度郡まんのう町川東2355-1 | 0877-56-0015 | | | 5 |
| マイントピア別子 | 愛媛県新居浜市立川町707-3 | 0897-43-1801 | | | 13 |
| しまなみの駅御島 | 今治市大三島町宮浦3260 | 0897-82-0002 | | | 0 |
| 小松オアシス | 西条市小松町新屋敷乙22-29 | 0898-76-3111 | | | 3 |
| 霧の森 | 四国中央市新宮町馬立4491-1 | 0896-72-3111 | | | 2 |
| 津島やすらぎの里 | 宇和島市津島町高田830-1 | 0895-20-8181 | | | 7 |
| ゆすはら | 高知県高岡郡梼原町太郎川3785 | 0889-65-1100 | | | 10 |
| 土佐和紙工芸村 | 吾川郡いの町鹿敷1226 | 088-892-1001 | | | 5 |

※3　温泉は令和2年４月20日～当面の間臨時休業
※4　本館のみリニューアルのため休止中
※5　電話は「ひまわりの湯」

## ほんのヒトコマ ［第63回］ 前川しんすけ

動き出してるお正月商戦…コロナ対策で全国の知事も
毎日テレビに出ているので…

## 法令（マルバツ）○×クイズ ～駐停車編～

【解答】２面に問題

❶ ×（法第47条第2項）駐車するときは、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。
❷ ○（法第44条第１号）交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネルは駐停車してはならない。
❸ ×（法第45条第2項）駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。
❹ ×（施行令第14条の6第2項第1号）歩行者の通行の用に供する路側帯に入って停車し又は駐車する場合は、当該路側帯を区画している道路標示と平行になり、かつ、当該車両の左側に歩行者の通行の用に供するため0.75メートルの余地をとる。
❺ ○（規制標示108の2）白の実線と白の破線で示された路側帯は、「駐停車禁止路側帯」を意味しており、その中に入って駐停車することはできない。

# 全国 道路関係 入浴・シャワー施設情報

## 【TS、道の駅、高速道 SA・PA】

（4月28日現在。最新の情報は各施設へお問い合わせください）

全日本トラック協会HP 『新型コロナウイルス関連情報』からも検索できます

浜松TS

東名・中井PA

新東名・NEOPASA駿河湾沼津

| 施設名 | 住所 | 電話番号 | 入浴施設 | シャワー施設 | 大型車駐車台数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 土佐さめうら | 土佐郡土佐町田井字桜ヶ内448-2 | 0887-82-1680 | | ○ | 3 |
| 木の香 | 吾川郡いの町桑瀬225-24 | 088-869-2300 | ○ | | 3 |
| やす | 高知県香南市夜須町千切537-90 | 0887-57-7122 | | ○ | 2 |
| おおとう桜街道 | 福岡県田川郡大任町大字今任原1339 | 0947-63-4430 | ○ | | 5 |
| 鹿島 | 佐賀県鹿島市大字音成甲4427-6 | 0954-63-1768 | | ○ | 10 |
| 不知火 | 熊本県宇城市不知火町永尾1910-1 | 0964-42-3300 | ○ | | 5 |
| 有明 | 天草市有明町大字上津浦1955 | 0969-53-1565 | ○ | | 5 |
| きくすい | 玉名郡和水町江田455 | 0968-86-3100 | ○ | | 6 |
| 子守唄の里　五木 | 球磨郡五木村甲2672-54 | 0966-37-2301 | ○ | | 7 |
| 大野温泉 | 葦北郡芦北町大字天月1000 | 0966-61-7300 | ○ | | 5 |
| 美里「佐俣の湯」 | 下益城郡美里町佐俣705 | 0964-46-4111 | ○ | | 7 |
| 水辺プラザかもと | 山鹿市鹿本町梶屋1257 | 0968-46-1126 | ○ | | 20 |
| やよい | 大分県佐伯市弥生大字上小倉898-1 | 0972-46-5951 | ○ | | 7 |
| ながゆ温泉 | 竹田市直入町大字長湯8043-1 | 0974-75-2214 | ○ | | 5 |
| ゆ～ぱるのじり | 小林市野尻町三ヶ野山4347-1 | 0984-44-2210 | ○ | | 5 |
| 喜入 | 鹿児島県鹿児島市喜入町6094-1 | 099-345-1117 | ○ | | 10 |
| くにの松原おおさき | 曽於郡大崎町大字神領字高尾2388-11 | 0994-71-6666 | ○ | | 26 |
| たるみず | 垂水市牛根麓1038-1 | 0994-34-2237 | ○ | | 11 |

## サービスエリア（SA）・パーキングエリア（PA）

| 施設名 | 住所 | 高速道路 | 電話番号 | 入浴施設 | コインシャワー | 大型車駐車台数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 安積PA・上り | 福島県郡山市三穂田町川田字勝利ヶ岡30-1 | 東北自動車道 | － | | ○ | 48 |
| 安積PA・下り | 郡山市三穂田町川田字勝利ヶ岡1-2 | 東北自動車道 | － | | ○ | 48 |
| 中井PA・下り | 神奈川県足柄上郡中井町 | 東名高速道路 | － | | ○ | 98 |
| 鮎沢PA・上り | 足柄上郡山北町 | 東名高速道路 | － | | ○ | 145 |
| EXPASA足柄・上り | 静岡県御殿場市 | 東名高速道路 | 0550-83-1311 | ○ | | 165 |
| EXPASA足柄・下り | 駿東郡小山町 | 東名高速道路 | 0550-83-1842 | ○ | | 240 |
| 牧之原SA・上り | 牧之原市 | 東名高速道路 | 0548-27-2802 | | ○ | 182 |
| 牧之原SA・下り | 牧之原市 | 東名高速道路 | 0548-27-2801 | | ○ | 221 |
| NEOPASA駿河湾沼津・上り | 静岡県沼津市根古屋 | 新東名高速道路 | 055-946-5250 | | ○ | 98 |
| NEOPASA駿河湾沼津・下り | 沼津市根古屋 | 新東名高速道路 | 055-946-5772 | | ○ | 111 |
| NEOPASA静岡・上り | 静岡市葵区小瀬戸 | 新東名高速道路 | 054-295-9200 | | ○ | 159 |
| NEOPASA静岡・下り | 静岡市葵区飯間 | 新東名高速道路 | 054-295-9211 | | ○ | 71 |
| 掛川PA・上り | 掛川市倉真 | 新東名高速道路 | － | | ○ | 85 |
| 掛川PA・下り | 掛川市倉真 | 新東名高速道路 | － | | ○ | 85 |
| NEOPASA浜松・上り | 浜松市浜北区大平 | 新東名高速道路 | 053-580-1360 | | ○ | 173 |
| NEOPASA浜松・下り | 浜松市北区都田町 | 新東名高速道路 | 053-482-8235 | | ○ | 94 |
| NEOPASA岡崎・上り | 愛知県岡崎市宮石町 | 新東名高速道路 | 0564-64-5592 | | ○ | 67 |
| NEOPASA岡崎・下り | 岡崎市宮石町 | 新東名高速道路 | 0564-64-5592 | | ○ | 77 |
| 諏訪湖SA・上り | 長野県諏訪市 | 中央自動車道 | 0266-58-5934 | ○ | | 47 |
| 諏訪湖SA・下り | 岡谷市 | 中央自動車道 | 0266-58-5935 | ○ | | 44 |
| 徳光PA・下り | 石川県白山市徳光町2495-1 | 北陸自動車道 | － | | ○ | 0※6 |
| EXPASA多賀・下り | 滋賀県犬上郡多賀町 | 名神高速道路 | 0749-48-2236 | ○ | ○ | 127 |
| 草津PA・上り | 大津市月輪5-8-9 | 名神高速道路 | 077-543-6125 | | ○ | 160 |
| 草津PA・下り | 草津市笠山5-2-60 | 名神高速道路 | 077-564-7621 | | ○ | 112 |
| 鈴鹿PA・上り | 三重県鈴鹿市山本町 | 新名神高速道路 | － | | ○ | 56 |
| 鈴鹿PA・下り | 鈴鹿市山本町 | 新名神高速道路 | － | | ○ | 97 |
| 淡河PA・上り | 兵庫県神戸市北区淡河町神田日光869-1 | 山陽自動車道 | 078-958-0870 | | ○ | 103 |
| 淡河PA・下り | 神戸市北区淡河町神田日光835-1 | 山陽自動車道 | 078-958-0880 | | ○ | 102 |
| 瀬戸PA・上り | 岡山県岡山市東区瀬戸町万富2167 | 山陽自動車道 | 086-953-2113 | | ○ | 90 |
| 小谷SA・下り | 広島県東広島市高屋町小谷5237-1 | 山陽自動車道 | 082-434-6716 | | ○ | 54 |
| 佐波川SA・上り | 山口県防府市佐野台ケ原 | 山陽自動車道 | 0835-27-2670 | | ○ | 39 |
| 吉志PA・下り | 福岡県北九州市門司区吉志1620 | 九州自動車道 | 093-481-2317 | | ○ | 69 |

※6　小型車83台と兼用

## 食の新旧街道を行く 食文化

### ―俯瞰食文化学の視点から―

フードジャーナリスト、食文化研究家　向笠 千恵子

### 175「'20西イチグルメ⑤」佐賀を牛（ぎゅ）～っと口福御膳

コロナ禍の中、厳しい仕事を続けているドライバーの皆様、どうもありがとうございます。免疫力のあるものを食べ、睡眠を十分にとってください。

さて、長崎自動車道は長崎市から佐賀県の鳥栖JCT（ジャンクション）に至る120キロメートルの高速道路。西洋文化伝来の道・長崎街道（砂糖街道）をなぞるようなルートだ。肉食が本格的に普及したのは明治以降だが、金立SA（きんりゅうサービスエリア）（下り線）のレストランでは、西洋食文化の伝来史に思いを馳せながら、ご当地肉料理を堪能できる。「西イチグルメコンテスト」で審査員特別賞を受賞した、「佐賀を牛（ぎゅ）～っと口福御膳」を提供中なのだ。

佐賀の牛肉といえば高品質で知られる佐賀牛。佐賀県育ちの黒毛和種で肉質がA5ないし4、つまり最高か次のランク、またBMS（脂肪交雑）7以上の霜降りでなければ佐賀牛と名乗れない。

「口福膳」では、その佐賀牛の肩ロースが60グラム、それも釜飯の炊き込みご飯上に載って登場する。肉のうま味が実感できるようにと、味付けはシンプルに塩とこしょうだけだ。ただ、わさびも添えられているから、わさび醤油で和風にいく手もある。

この「口福膳」では、ブランド豚肉やブランド鶏肉も揃い踏みしている。トマトをくり抜いたファルシーサラダは、マヨネーズソースで和えた「有明鶏」入り。蓮根挟み揚げは、「肥前さくらポーク」と「ありたどり」の合い挽き肉を挟んだもの。吸物は有明海産ばら海苔で、自然の姿のまま干した海苔の香りが魅力。どれも佐賀の穏やかな風土に似たやさしい味わいで、しかも、うま味がぎゅっ！

そこで結論。最近は全国的に郷土食材が見直されているから、SAやPA（パーキングエリア）のメニューをまめにチェックして、地域ならではのパワフルでヘルシーな一食を探すこと。それがドライバーの健康に繋がる。

（むかさ・ちえこ）

働くクルマをサポートします。
PA-MAN 株式会社パーマンコーポレーション
安全を求められる現場でJIS規格認証品を使ってみませんか？
JIS PA-MAN ベルト荷締機
豊富なタイプを60種類品揃え。あらゆる現場をサポートします!!
（取扱いベルト荷締機一例）
JQA JIS B 8850 JQ0518003
品番 64793 67000 Jフック ●巾50㎜ ●厚み2㎜ ●固定ベルト1m・巻取ベルト5m
型式 JFC52J 2,925円 税別
品番 64794 13000 Eクリップ ●巾50㎜ ●厚み2㎜ ●固定ベルト1m・巻取ベルト3m
型式 JF523E 2,530円 税別
品番 64796 23000 しぼり・Jフック ●巾50㎜ ●厚み2.8㎜ ●固定ベルト1m・巻取ベルト8m
型式 JF58UJ 4,750円 税別
JIS PA-MAN ポリベルトスリング
豊富なサイズを80種類品揃え。どんな現場もサポートします!!
（取扱いポリベルトスリング一例）
JQA JIS B 8818 JQ0513003 Ⅲ級
ソフト使用面
品番 64515 03000
型式 S50030
2,850円 税別
ポリ入りかため・ソフト面付
●巾50㎜ ●長さ3m
品番 64523 05000
型式 R35050
3,525円 税別
ポリ入りかため
●巾35㎜ ●長さ5m
ISO 9001 品質マネジメントシステムに関するISO9001取得 ISO9001:2015
創業1965年 株式会社パーマンコーポレーション
信頼の3年保証
E-mail:hr1@pa-man.com
商品の詳細は当社ホームページ、又はカタログをご覧ください。
〒550-0021 大阪市西区川口 4-1-5
ご注文・お問合せ電話 0120-202-800
オンラインショップ パーマンショップへは、トラックパコちゃん で検索!
https://pa-man.shop

トラック運送事業者のための

## 経営のヒント

物流ジャーナリスト　森田 富士夫

### 第254回 社内「緊急事態宣言」と非常時態勢

全国に「緊急事態宣言」が発出された。新型コロナウイルス感染症の業界への影響については、3月中旬の概況を4月15日号で書いた。各社で影響に差はあるが「今後の見通しが不透明で不安」という認識は、多くの事業者で一致している。そこで今回は、ある事業者の緊急事態宣言を紹介しよう。

新型コロナウイルスが今ほど注目されていなかった1月に、「社内的に緊急事態宣言をした」事業者がいる。宣言以降は非常時に対応した社内態勢で業務を遂行している。この事業者が緊急事態宣言を発したのは、①昨秋からの荷動きや運賃水準の変化、②直近の営業所別の業績（5日、15日、25日の月3回収支を分析）、③新型コロナウイルスの影響予測、④社会・経済全般の動向、⑤取引先や同業他社の状況などから判断し、景況悪化にいち早く備えるためだ。

九州にあるこの事業者は保有車両数が68台で大型車が多く、関東、中部、関西への長距離輸送をメインにしている。ドライバーは80人で車両数より多い。これは「2マン乗務や、乗務員が交代して車両をフル稼働させるような運行をしている」からだ。また、本社営業所の他に県内に2営業所がある。

長距離では帰荷確保が必須だが「平常時は各営業所で往復の荷物を確保し、営業所ごとに車両の稼働効率を高めるオペレーションをしている」。帰荷がない場合には求車・求貨システムを利用することもあるが「求貨には頼らず求車で活用している」。それは「往復の運賃合計で1運行の収支がプラスマイナスゼロ以上でなければOKしない」からだ（賃金は月給制）。ただ、帰荷がなく傭車も確保できなくても地元発の荷物は運ばなければならない。その時は、他の営業所から社内規定の手数料を引いた運賃で帰荷を斡旋してもらうこともある。だが、社内手数料の設定は低く、各営業所とも外部の傭車を優先する。

社内緊急事態宣言によって「3営業所それぞれがもっている往復の荷物情報をオープンにし、社内取引のルールに基づいて全車両の最適稼働を追求する態勢に移行した」。その結果「4月15日の収支分析では、1営業所だけ前年同期をやや下回るが、2営業所は上回っている」（4月16日電話取材）。非常時態勢への移行が奏功した結果である。しかし、緊急事態宣言を解除できる状況になれば、「各営業所が独自で業績を追求する平常時の態勢に戻す。営業所単位で業績によるインセンティブがあるので、平常時は良い意味での競争が業績アップのモチベーションになる」からだ。

この事業者は、社内緊急事態宣言で「コロナ不況」の打破に挑んでいる。

厚労省

# 「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」5月1日～9月30日

# 熱中症対策は万全ですか？（前編）

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は400人を超えています。

厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、5月1日～9月30日の期間、「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」（職場における熱中症予防対策）を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取り組みを進めています。

そこで『広報とらっく』では、同キャンペーンの開始にあたり、事業場における熱中症予防対策について紹介していきます。

今号では、同キャンペーン期間中に事業者が求められる取り組みについて紹介していきます。

## 1 職場における熱中症による死傷者数の推移

## 死亡者数が高止まり　求められる対策強化

厚労省では、「第13次労働災害防止計画（2018年度～2022年度）」の中で、職場での熱中症による死亡者数について、平成25年～29年までの5年間と比較して、30年～令和4年までの5年間で5％以上減少させるという目標を掲げている。

平成27年～令和元年までの5年間の職場における熱中症死傷者数は、図1の通りである。

図1　職場における熱中症による死傷者数の推移

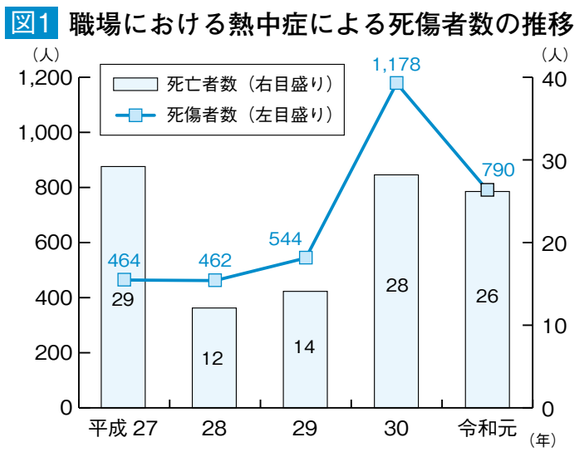


※令和元年の数は、令和2年1月15日時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。

令和元年の天候を振り返ると、7月は東・西日本を中心に気温は低かったものの、7月末から8月前半にかけては、東日本を中心に太平洋高気圧に覆われ、晴れて厳しい暑さが続いた。また、秋（9～11月）にかけても、気温が高い傾向がみられ、東・西日本の気温は、昭和21年の統計開始以来、秋の平均気温として最も高くなった。

令和元年の職場における熱中症死傷者数は、記録的な高温となった平成30年に比べると減少している。しかしながら、死亡者数でみるとほぼ横ばいとなっており、熱中症へのさらなる対策強化が求められる。

## 2 キャンペーン期間中に求められる取り組み

## 各事業場でチェックリスト確認を

厚労省では、同キャンペーン準備期間（4月1日～30日）、キャンペーン期間（5月1日～9月30日）、重点取組期間（7月1日～31日）の事業場における熱中症予防対策を図2・図3・図4の通り取りまとめている。

各事業場においては、それぞれの実施事項への重点的な取り組みが求められる。

図2

**準備期間（4月1日～4月30日）**

| | | |
|---|---|---|
| □ | **暑さ指数（WBGT値）の把握の準備** | **JIS 規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。** |
| □ | **作業計画の策定など** | 暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう**余裕を持った作業計画**をたてましょう。 |
| □ | 設備対策・休憩場所の確保の検討 | 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、**暑さ指数を下げる方法**を検討しましょう。また、作業場所の近くに**冷房**を備えた休憩場所や**日陰**などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 |
| □ | 服装などの検討 | **通気性のいい作業着**を準備しておきましょう。**身体を冷却する機能をもつ服**の着用も検討しましょう。 |
| □ | 教育研修の実施 | 熱中症の防止対策について、**教育**を行いましょう。 |
| □ | 労働衛生管理体制の確立 | **衛生管理者**などを中心に、事業場としての**管理体制**を整え、必要なら**熱中症予防管理者の選任**も行いましょう。 |
| □ | **緊急事態の措置の確認** | 体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 |

図3

**キャンペーン期間（5月1日～9月30日）**

STEP 1　□ **暑さ指数（WBGT値）の把握**
JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。

暑さ指数計の例

STEP 2　**準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。**

| | | |
|---|---|---|
| □ | 暑さ指数を下げるための設備の設置 | |
| □ | 休憩場所の整備 | |
| □ | 涼しい服装など | |
| □ | 作業時間の短縮 | 暑さ指数が高いときは、**単独作業を控え**、暑さ指数に応じて**作業の中止、こまめに休憩をとる**などの工夫をしましょう。 |
| □ | 熱への順化 | 暑さに慣れるまでの間は**十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし**ましょう。 |
| □ | 水分・塩分の摂取 | のどが渇いていなくても**定期的に水分・塩分**を取りましょう。 |
| □ | 健康診断結果に基づく措置 | **①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢**などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。 |
| □ | **日常の健康管理など** | 前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。 |
| □ | 労働者の健康状態の確認 | 作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。 |

STEP 3　**熱中症予防管理者等は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。**

- □ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- □ 各労働者が暑さに慣れているか
- □ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- □ 各労働者の体調は問題ないか
- □ 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ **異常時の措置**
～少しでも異変を感じたら～
- **一旦作業を離れる**
- **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

図4

**重点取組期間（7月1日～7月31日）**

梅雨明け

- □ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- □ **特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。**
- □ **水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- □ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- □ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- □ **少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。**

出典：厚生労働省「STOP! 熱中症　クールワークキャンペーン」リーフレットより

## 気象庁　5月は全国的に高温に　熱中症に要警戒

### ～～ 向こう3か月間の天候の見通し ～～

気象庁は4月24日、「向こう3か月（5月～7月）の天候の見通し」を発表した。これによると、各地の月別の平均気温予測は表の通りとなっている。

この3か月は暖かい空気に覆われやすいことから、全国的に気温が平年並みか高くなると予測。特に、5月は全国的に気温が高くなることが予測されているため、早めに熱中症への備えを着実に進めるとともに、気温の高い日には熱中症に特に注意することが必要である。

なお、気象庁が2月25日に発表している「夏の天候の見通し（6～8月）」でも、夏（6～8月）は気温が平均並みか高くなることが予測されている。

表　各地の月別の平均気温予測

| | 5月 | 6月 | 7月 |
|---|---|---|---|
| 北日本 | 高い見込み | ほぼ平年並みの見込み | ほぼ平年並みの見込み |
| 東日本 | 高い見込み | 平年並みか高い見込み | ほぼ平年並みの見込み |
| 西日本 | 高い見込み | 平年並みか高い見込み | ほぼ平年並みの見込み |
| 沖縄・奄美 | 高い見込み | ほぼ平年並みの見込み | 平年並みか高い見込み |

出典：3か月予報（令和2年4月24日発表）の解説（気象庁地球環境・海洋部）

## こちら広報室　四季折々 183

2020・5・1

▼「服は人を作る」――その人の身なり、着こなしで、ある程度その人の人となりやイメージが分かる。案外そうかも知れません。スイス人作家のゴットフリート・ケラー著『Kleider Machen Leute（馬子にも衣装）』は、主人公である貧乏な洋裁師が、仕立てた洋服を身に纏ったところ、その姿が侯爵然として気品高く、それを見た資産家の娘が、彼を貴族と勘違いして恋に落ち結婚する、という短編小説です。▼服を着る意味を段階的にみると、「①服が変わるとペルソナが変わる、②ペルソナが変わると性格が変わる、③性格が変わると行動力が生まれる」――ということです。確かに、着る服によりその日の気分が変化することは否めません。▼川島ルミ子著『ディオールの世界』では、フランスが生んだ世界的なファッションデザイナーのクリスチャン・ディオールが、常々「服には魂が込められていなくてはならない」と秘めた思いを吐露していたことが綴られています。肥料の生産事業で富を得た裕福な家庭で育ったディオールは、父の支援で服飾家となりますが、世界恐慌により父の事業もろともすべてを失います。故郷に戻り野菜栽培に没頭して、特にグリーンピースの栽培に尽力していたディオールは、後にファッション業界に戻るのを躊躇ったとの逸話があります。才能溢れる人物は、どんな世界にあっても特別な力を発揮するものです。▼5月に入り、これからは新緑の眩しい季節になります。環境省の推奨する「クールビズ」に準じ、男性はノーネクタイとなります。「服は人を作る」を胸に秘め、鏡と相対して独自の「ブランド」を作ってみてはいかがでしょうか。▼現役の落語家として、唯一の人間国宝・柳家小三治の言葉に、「芸なんてできる限りのことしかできないんだから、あとは人です」というものがあり、とても印象的です。表面に出ている要素も勿論それは重要ですが、人は努力次第で、その内面にある強い素養が磨かれているかどうかが肝要であるとの指摘ではないでしょうか。芸とは、たとえ究めても、まだまだその先に越えねばならぬ山が幾重にも連なっている深い深い世界なのでしょう。平々凡々と生きている小生ですが、何故か犇々と胸に響く言葉です！

（山崎　薫）

DreamMaker　全日本トラック協会助成金対象商品
7インチモニター＋カメラセット
天井吊り下げスタンド付属
1年保証　DC 12/24V
■ モニター：W-VGA(800×480×RBG)
■ 表示方法：ワイド(16:9)/ ノーマル(4:3)
■ 外形寸法：170×117×50(mm)
■ 映像入力：2系統
トレーラー用配線ケーブルセットをご用意
MT070RAA　MT070RCA1/2　MT070RDA
車両側 10m＋トレーラー側 20mのケーブルセット
7極電極接合カプラーはステンレス製

デュアルバックカメラセット　バンボディ　ウイング
カメラ外形寸法 100×80×65 (mm)
● 暗所に対応の赤外線デュアルカメラ
● 2つのカメラは各々角度調整可能
● 接続ケーブル：23m
MT070RAA 価格 41,695円(税込)
トレーラー用配線ケーブルセット MT070RAA-TR01 価格 54,895円(税込)

小型バックカメラセット　平ボディ　ダンプ車
カメラ外形寸法 42.8×35.4×36.8 (mm)
● 150°広角小型バックカメラ
● 小型なので設置場所を選ばない
● 接続ケーブル：20m
カメラ1台セット MT070RCA1 価格 36,462円(税込)
カメラ2台セット MT070RCA2 価格 41,695円(税込)
トレーラー用配線ケーブルセット（カメラ1台セット） MT070RCA1-TR01 価格 49,662円(税込)

赤外線バックカメラセット　バンボディ　ウイング
カメラ外形寸法：80×60×88 (mm)
● 暗所に対応の赤外線バックカメラ
● お求めやすい低価格タイプ
● 接続ケーブル：20m
MT070RDA 価格 36,462円(税込)
トレーラー用配線ケーブルセット MT070RDA-TR01 価格 49,662円(税込)

ドリームメーカー株式会社　http://www.dream-maker.co.jp/　〒305-0072 茨城県つくば市北中島 363 番地 1　TEL：029-839-5671　営業時間：平日 AM9:00~PM6:00

業務でお困りの際はご相談ください

困った時に誰に聞いたらいいかわからない。
そんな経験はありませんか。
私たちは、物流業務における問題解決のプロフェッショナルとして
トラックメイトシリーズと共に、安心も販売しています。

新登場
受注配車システム トラックメイト配車Pro
トラック運送業者向け総合管理システム トラックメイトPro4
あずかりメイト

Tiger 株式会社 タイガー
www.tiger-inc.co.jp
〒101-0064　東京都千代田区神田猿楽町 2-1-14 A&X ビル 2F
東京本社：03-5283-7232　札幌支店：011-874-5195　名古屋支店：052-961-9773
大阪支店：06-6201-3841　広島支店：082-243-6361　福 岡 支 店：092-281-5138
詳しくは、当社サイトもご覧ください PC・タブレット・スマホ対応サイト

# 国交省 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃

令和2年4月24日告示

## Ⅰ.距離制運賃表

### 北海道運輸局

（単位：円）

| 車種別／キロ程 | 小型車（2トンクラス） | 中型車（4トンクラス） | 大型車（10トンクラス） | トレーラー（20トンクラス） |
|---|---|---|---|---|
| 10km | 12,450 | 14,480 | 18,610 | 23,280 |
| 20km | 13,980 | 16,290 | 21,080 | 26,500 |
| 30km | 15,510 | 18,100 | 23,550 | 29,710 |
| 40km | 17,050 | 19,910 | 26,010 | 32,930 |
| 50km | 18,580 | 21,710 | 28,480 | 36,150 |
| 60km | 20,120 | 23,520 | 30,940 | 39,370 |
| 70km | 21,650 | 25,330 | 33,410 | 42,580 |
| 80km | 23,180 | 27,140 | 35,870 | 45,800 |
| 90km | 24,720 | 28,940 | 38,340 | 49,020 |
| 100km | 26,250 | 30,750 | 40,800 | 52,240 |
| 110km | 27,780 | 32,530 | 43,190 | 55,340 |
| 120km | 29,310 | 34,310 | 45,570 | 58,440 |
| 130km | 30,840 | 36,090 | 47,960 | 61,550 |
| 140km | 32,370 | 37,870 | 50,350 | 64,650 |
| 150km | 33,900 | 39,650 | 52,730 | 67,760 |
| 160km | 35,430 | 41,430 | 55,120 | 70,860 |
| 170km | 36,950 | 43,210 | 57,500 | 73,970 |
| 180km | 38,480 | 44,990 | 59,890 | 77,070 |
| 190km | 40,010 | 46,770 | 62,270 | 80,170 |
| 200km | 41,540 | 48,540 | 64,660 | 83,280 |
| 200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額 | 3,050 | 3,530 | 4,700 | 6,110 |
| 500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額 | 7,610 | 8,810 | 11,740 | 15,270 |

### 東北運輸局

（単位：円）

| 車種別／キロ程 | 小型車（2トンクラス） | 中型車（4トンクラス） | 大型車（10トンクラス） | トレーラー（20トンクラス） |
|---|---|---|---|---|
| 10km | 11,980 | 13,970 | 18,050 | 22,600 |
| 20km | 13,470 | 15,740 | 20,470 | 25,760 |
| 30km | 14,960 | 17,500 | 22,880 | 28,920 |
| 40km | 16,460 | 19,270 | 25,300 | 32,080 |
| 50km | 17,950 | 21,030 | 27,720 | 35,240 |
| 60km | 19,450 | 22,800 | 30,130 | 38,400 |
| 70km | 20,940 | 24,560 | 32,550 | 41,560 |
| 80km | 22,430 | 26,330 | 34,970 | 44,720 |
| 90km | 23,930 | 28,090 | 37,390 | 47,870 |
| 100km | 25,420 | 29,860 | 39,800 | 51,030 |
| 110km | 26,910 | 31,590 | 42,140 | 54,080 |
| 120km | 28,400 | 33,330 | 44,480 | 57,120 |
| 130km | 29,880 | 35,060 | 46,810 | 60,170 |
| 140km | 31,370 | 36,800 | 49,150 | 63,210 |
| 150km | 32,860 | 38,530 | 51,490 | 66,260 |
| 160km | 34,350 | 40,270 | 53,820 | 69,300 |
| 170km | 35,840 | 42,010 | 56,160 | 72,350 |
| 180km | 37,320 | 43,740 | 58,500 | 75,390 |
| 190km | 38,810 | 45,480 | 60,830 | 78,440 |
| 200km | 40,300 | 47,210 | 63,170 | 81,480 |
| 200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額 | 2,960 | 3,440 | 4,600 | 5,990 |
| 500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額 | 7,410 | 8,590 | 11,500 | 14,970 |

### 関東運輸局

（単位：円）

| 車種別／キロ程 | 小型車（2トンクラス） | 中型車（4トンクラス） | 大型車（10トンクラス） | トレーラー（20トンクラス） |
|---|---|---|---|---|
| 10km | 15,790 | 18,060 | 22,540 | 27,940 |
| 20km | 17,600 | 20,160 | 25,330 | 31,550 |
| 30km | 19,410 | 22,270 | 28,120 | 35,160 |
| 40km | 21,220 | 24,370 | 30,920 | 38,770 |
| 50km | 23,040 | 26,480 | 33,710 | 42,380 |
| 60km | 24,850 | 28,580 | 36,500 | 45,990 |
| 70km | 26,660 | 30,690 | 39,290 | 49,600 |
| 80km | 28,470 | 32,790 | 42,090 | 53,200 |
| 90km | 30,280 | 34,890 | 44,880 | 56,810 |
| 100km | 32,090 | 37,000 | 47,670 | 60,420 |
| 110km | 33,910 | 39,090 | 50,390 | 63,930 |
| 120km | 35,730 | 41,170 | 53,110 | 67,430 |
| 130km | 37,550 | 43,260 | 55,830 | 70,940 |
| 140km | 39,360 | 45,340 | 58,550 | 74,440 |
| 150km | 41,180 | 47,430 | 61,270 | 77,950 |
| 160km | 43,000 | 49,510 | 64,000 | 81,450 |
| 170km | 44,820 | 51,600 | 66,720 | 84,960 |
| 180km | 46,630 | 53,690 | 69,440 | 88,460 |
| 190km | 48,450 | 55,770 | 72,160 | 91,970 |
| 200km | 50,270 | 57,860 | 74,880 | 95,470 |
| 200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額 | 3,630 | 4,140 | 5,370 | 6,910 |
| 500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額 | 9,070 | 10,360 | 13,430 | 17,280 |

# 国交省 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃

令和2年4月24日告示

## Ⅰ.距離制運賃表

### 北陸信越運輸局

（単位：円）

| キロ程＼車種別 | 小型車（2トンクラス） | 中型車（4トンクラス） | 大型車（10トンクラス） | トレーラー（20トンクラス） |
|---|---|---|---|---|
| 10km | 12,530 | 14,560 | 18,680 | 23,360 |
| 20km | 14,070 | 16,370 | 21,150 | 26,580 |
| 30km | 15,600 | 18,190 | 23,620 | 29,800 |
| 40km | 17,140 | 20,000 | 26,090 | 33,020 |
| 50km | 18,680 | 21,810 | 28,560 | 36,240 |
| 60km | 20,220 | 23,630 | 31,030 | 39,460 |
| 70km | 21,760 | 25,440 | 33,500 | 42,690 |
| 80km | 23,300 | 27,250 | 35,970 | 45,910 |
| 90km | 24,840 | 29,060 | 38,440 | 49,130 |
| 100km | 26,380 | 30,880 | 40,910 | 52,350 |
| 110km | 27,910 | 32,660 | 43,300 | 55,460 |
| 120km | 29,450 | 34,450 | 45,690 | 58,570 |
| 130km | 30,980 | 36,230 | 48,080 | 61,680 |
| 140km | 32,520 | 38,020 | 50,470 | 64,790 |
| 150km | 34,050 | 39,800 | 52,870 | 67,900 |
| 160km | 35,590 | 41,590 | 55,260 | 71,010 |
| 170km | 37,120 | 43,370 | 57,650 | 74,120 |
| 180km | 38,660 | 45,160 | 60,040 | 77,220 |
| 190km | 40,190 | 46,940 | 62,430 | 80,330 |
| 200km | 41,730 | 48,730 | 64,820 | 83,440 |
| 200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額 | 3,060 | 3,540 | 4,710 | 6,120 |
| 500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額 | 7,640 | 8,850 | 11,770 | 15,290 |

### 中部運輸局

（単位：円）

| キロ程＼車種別 | 小型車（2トンクラス） | 中型車（4トンクラス） | 大型車（10トンクラス） | トレーラー（20トンクラス） |
|---|---|---|---|---|
| 10km | 14,390 | 16,530 | 20,790 | 25,850 |
| 20km | 16,080 | 18,500 | 23,430 | 29,270 |
| 30km | 17,770 | 20,480 | 26,070 | 32,690 |
| 40km | 19,460 | 22,450 | 28,710 | 36,110 |
| 50km | 21,150 | 24,420 | 31,350 | 39,530 |
| 60km | 22,840 | 26,390 | 33,990 | 42,950 |
| 70km | 24,530 | 28,370 | 36,630 | 46,370 |
| 80km | 26,220 | 30,340 | 39,270 | 49,790 |
| 90km | 27,910 | 32,310 | 41,910 | 53,210 |
| 100km | 29,600 | 34,280 | 44,550 | 56,630 |
| 110km | 31,290 | 36,240 | 47,120 | 59,950 |
| 120km | 32,980 | 38,190 | 49,690 | 63,270 |
| 130km | 34,670 | 40,140 | 52,250 | 66,580 |
| 140km | 36,370 | 42,090 | 54,820 | 69,900 |
| 150km | 38,060 | 44,040 | 57,390 | 73,220 |
| 160km | 39,750 | 45,990 | 59,960 | 76,540 |
| 170km | 41,450 | 47,940 | 62,520 | 79,850 |
| 180km | 43,140 | 49,900 | 65,090 | 83,170 |
| 190km | 44,830 | 51,850 | 67,660 | 86,490 |
| 200km | 46,520 | 53,800 | 70,230 | 89,810 |
| 200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額 | 3,380 | 3,870 | 5,070 | 6,540 |
| 500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額 | 8,440 | 9,680 | 12,660 | 16,340 |

### 近畿運輸局

（単位：円）

| キロ程＼車種別 | 小型車（2トンクラス） | 中型車（4トンクラス） | 大型車（10トンクラス） | トレーラー（20トンクラス） |
|---|---|---|---|---|
| 10km | 14,330 | 16,490 | 20,790 | 25,860 |
| 20km | 16,020 | 18,460 | 23,430 | 29,290 |
| 30km | 17,710 | 20,430 | 26,080 | 32,710 |
| 40km | 19,400 | 22,400 | 28,720 | 36,140 |
| 50km | 21,090 | 24,380 | 31,370 | 39,570 |
| 60km | 22,770 | 26,350 | 34,010 | 43,000 |
| 70km | 24,460 | 28,320 | 36,650 | 46,430 |
| 80km | 26,150 | 30,290 | 39,300 | 49,860 |
| 90km | 27,840 | 32,270 | 41,940 | 53,290 |
| 100km | 29,530 | 34,240 | 44,590 | 56,720 |
| 110km | 31,220 | 36,190 | 47,160 | 60,040 |
| 120km | 32,910 | 38,140 | 49,730 | 63,360 |
| 130km | 34,600 | 40,090 | 52,300 | 66,690 |
| 140km | 36,290 | 42,040 | 54,870 | 70,010 |
| 150km | 37,980 | 43,990 | 57,440 | 73,330 |
| 160km | 39,670 | 45,940 | 60,010 | 76,660 |
| 170km | 41,360 | 47,890 | 62,580 | 79,980 |
| 180km | 43,050 | 49,840 | 65,150 | 83,300 |
| 190km | 44,740 | 51,790 | 67,720 | 86,620 |
| 200km | 46,430 | 53,740 | 70,290 | 89,950 |
| 200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額 | 3,370 | 3,870 | 5,070 | 6,550 |
| 500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額 | 8,430 | 9,680 | 12,670 | 16,370 |

# 国交省 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃

令和2年4月24日告示

## Ⅰ.距離制運賃表

### 中国運輸局

（単位：円）

| 車種別 / キロ程 | 小型車（2トンクラス） | 中型車（4トンクラス） | 大型車（10トンクラス） | トレーラー（20トンクラス） |
|---|---|---|---|---|
| 10km | 13,000 | 15,060 | 19,220 | 23,980 |
| 20km | 14,580 | 16,920 | 21,730 | 27,260 |
| 30km | 16,160 | 18,770 | 24,240 | 30,530 |
| 40km | 17,740 | 20,620 | 26,750 | 33,800 |
| 50km | 19,310 | 22,480 | 29,270 | 37,070 |
| 60km | 20,890 | 24,330 | 31,780 | 40,340 |
| 70km | 22,470 | 26,180 | 34,290 | 43,610 |
| 80km | 24,050 | 28,040 | 36,800 | 46,880 |
| 90km | 25,620 | 29,890 | 39,320 | 50,150 |
| 100km | 27,200 | 31,740 | 41,830 | 53,420 |
| 110km | 28,770 | 33,570 | 44,260 | 56,580 |
| 120km | 30,350 | 35,400 | 46,700 | 59,740 |
| 130km | 31,930 | 37,230 | 49,130 | 62,910 |
| 140km | 33,500 | 39,050 | 51,570 | 66,070 |
| 150km | 35,080 | 40,880 | 54,000 | 69,230 |
| 160km | 36,650 | 42,710 | 56,440 | 72,390 |
| 170km | 38,230 | 44,540 | 58,870 | 75,550 |
| 180km | 39,800 | 46,360 | 61,310 | 78,710 |
| 190km | 41,380 | 48,190 | 63,740 | 81,870 |
| 200km | 42,950 | 50,020 | 66,180 | 85,030 |
| 200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額 | 3,140 | 3,620 | 4,800 | 6,220 |
| 500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額 | 7,850 | 9,060 | 11,990 | 15,560 |

### 四国運輸局

（単位：円）

| 車種別 / キロ程 | 小型車（2トンクラス） | 中型車（4トンクラス） | 大型車（10トンクラス） | トレーラー（20トンクラス） |
|---|---|---|---|---|
| 10km | 12,280 | 14,290 | 18,380 | 22,990 |
| 20km | 13,800 | 16,080 | 20,830 | 26,180 |
| 30km | 15,320 | 17,870 | 23,270 | 29,370 |
| 40km | 16,840 | 19,660 | 25,710 | 32,560 |
| 50km | 18,350 | 21,450 | 28,160 | 35,750 |
| 60km | 19,870 | 23,250 | 30,600 | 38,940 |
| 70km | 21,390 | 25,040 | 33,040 | 42,130 |
| 80km | 22,910 | 26,830 | 35,490 | 45,320 |
| 90km | 24,420 | 28,620 | 37,930 | 48,510 |
| 100km | 25,940 | 30,410 | 40,370 | 51,700 |
| 110km | 27,460 | 32,170 | 42,740 | 54,770 |
| 120km | 28,970 | 33,930 | 45,100 | 57,850 |
| 130km | 30,480 | 35,690 | 47,460 | 60,930 |
| 140km | 32,000 | 37,450 | 49,830 | 64,000 |
| 150km | 33,510 | 39,210 | 52,190 | 67,080 |
| 160km | 35,020 | 40,980 | 54,560 | 70,160 |
| 170km | 36,540 | 42,740 | 56,920 | 73,230 |
| 180km | 38,050 | 44,500 | 59,290 | 76,310 |
| 190km | 39,560 | 46,260 | 61,650 | 79,390 |
| 200km | 41,080 | 48,020 | 64,010 | 82,470 |
| 200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額 | 3,010 | 3,490 | 4,650 | 6,050 |
| 500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額 | 7,530 | 8,730 | 11,640 | 15,130 |

### 九州運輸局

（単位：円）

| 車種別 / キロ程 | 小型車（2トンクラス） | 中型車（4トンクラス） | 大型車（10トンクラス） | トレーラー（20トンクラス） |
|---|---|---|---|---|
| 10km | 12,370 | 14,370 | 18,430 | 23,040 |
| 20km | 13,890 | 16,160 | 20,870 | 26,230 |
| 30km | 15,410 | 17,960 | 23,320 | 29,410 |
| 40km | 16,930 | 19,750 | 25,760 | 32,600 |
| 50km | 18,460 | 21,550 | 28,210 | 35,790 |
| 60km | 19,980 | 23,340 | 30,650 | 38,980 |
| 70km | 21,500 | 25,130 | 33,090 | 42,160 |
| 80km | 23,020 | 26,930 | 35,540 | 45,350 |
| 90km | 24,540 | 28,720 | 37,980 | 48,540 |
| 100km | 26,070 | 30,520 | 40,430 | 51,720 |
| 110km | 27,580 | 32,280 | 42,790 | 54,800 |
| 120km | 29,100 | 34,050 | 45,160 | 57,880 |
| 130km | 30,620 | 35,820 | 47,520 | 60,960 |
| 140km | 32,140 | 37,580 | 49,890 | 64,030 |
| 150km | 33,660 | 39,350 | 52,260 | 67,110 |
| 160km | 35,180 | 41,120 | 54,620 | 70,190 |
| 170km | 36,700 | 42,880 | 56,990 | 73,260 |
| 180km | 38,210 | 44,650 | 59,360 | 76,340 |
| 190km | 39,730 | 46,410 | 61,720 | 79,420 |
| 200km | 41,250 | 48,180 | 64,090 | 82,500 |
| 200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額 | 3,020 | 3,500 | 4,660 | 6,050 |
| 500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額 | 7,560 | 8,750 | 11,650 | 15,140 |

# 国交省 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃

令和2年4月24日告示

## Ⅰ.距離制運賃表

沖縄総合事務局

（単位：円）

| キロ程＼車種別 | 小型車（2トンクラス） | 中型車（4トンクラス） | 大型車（10トンクラス） | トレーラー（20トンクラス） |
|---|---|---|---|---|
| 5km | 10,440 | 12,220 | 15,890 | 19,900 |
| 10km | 11,150 | 13,070 | 17,060 | 21,430 |
| 20km | 12,580 | 14,760 | 19,390 | 24,500 |
| 30km | 14,000 | 16,450 | 21,730 | 27,560 |
| 40km | 15,430 | 18,140 | 24,060 | 30,620 |
| 50km | 16,850 | 19,830 | 26,400 | 33,680 |
| 60km | 18,280 | 21,520 | 28,730 | 36,740 |
| 70km | 19,700 | 23,210 | 31,060 | 39,800 |
| 80km | 21,130 | 24,900 | 33,400 | 42,860 |
| 90km | 22,550 | 26,590 | 35,730 | 45,920 |
| 100km | 23,980 | 28,270 | 38,070 | 48,980 |
| 110km | 25,400 | 29,930 | 40,320 | 51,930 |
| 120km | 26,810 | 31,590 | 42,570 | 54,870 |
| 130km | 28,230 | 33,250 | 44,830 | 57,820 |
| 140km | 29,650 | 34,910 | 47,080 | 60,770 |
| 150km | 31,070 | 36,570 | 49,330 | 63,710 |
| 160km | 32,490 | 38,230 | 51,590 | 66,660 |
| 170km | 33,900 | 39,890 | 53,840 | 69,600 |
| 180km | 35,320 | 41,540 | 56,090 | 72,550 |
| 190km | 36,740 | 43,200 | 58,340 | 75,490 |
| 200km | 38,160 | 44,860 | 60,600 | 78,440 |
| 200kmを超えて10kmを増すごとに加算する金額 | 1,410 | 1,640 | 2,220 | 2,890 |

## Ⅱ.時間制運賃表

（単位：円）

| 種別 | | | 局別＼車種別 | 小型車（2トンクラス） | 中型車（4トンクラス） | 大型車（10トンクラス） | トレーラー（20トンクラス） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基礎額 | 8時間制 | 基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km | 北海道 | 31,100 | 37,260 | 48,530 | 61,290 |
| | | | 東北 | 29,970 | 36,050 | 47,170 | 59,670 |
| | | | 関東 | 39,060 | 45,790 | 57,900 | 72,440 |
| | | | 北陸信越 | 31,280 | 37,440 | 48,690 | 61,470 |
| | | | 中部 | 35,710 | 42,130 | 53,700 | 67,370 |
| | | | 近畿 | 35,580 | 42,040 | 53,710 | 67,430 |
| | | | 中国 | 32,420 | 38,640 | 49,950 | 62,950 |
| | | | 四国 | 30,700 | 36,800 | 47,960 | 60,590 |
| | | | 九州 | 30,890 | 36,980 | 48,060 | 60,680 |
| | | | 沖縄 | 28,010 | 33,890 | 44,810 | 56,880 |
| | 4時間制 | 基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km | 北海道 | 18,660 | 22,360 | 29,120 | 36,780 |
| | | | 東北 | 17,980 | 21,630 | 28,300 | 35,800 |
| | | | 関東 | 23,440 | 27,470 | 34,740 | 43,460 |
| | | | 北陸信越 | 18,770 | 22,470 | 29,210 | 36,880 |
| | | | 中部 | 21,430 | 25,280 | 32,220 | 40,420 |
| | | | 近畿 | 21,350 | 25,220 | 32,230 | 40,460 |
| | | | 中国 | 19,450 | 23,180 | 29,970 | 37,770 |
| | | | 四国 | 18,420 | 22,080 | 28,780 | 36,350 |
| | | | 九州 | 18,530 | 22,190 | 28,840 | 36,410 |
| | | | 沖縄 | 16,800 | 20,330 | 26,880 | 34,130 |
| 加算額 | 基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに | | 北海道 | 280 | 340 | 510 | 710 |
| | | | 東北 | 280 | 340 | 510 | 710 |
| | | | 関東 | 280 | 340 | 510 | 720 |
| | | | 北陸信越 | 280 | 340 | 510 | 710 |
| | | | 中部 | 280 | 340 | 510 | 710 |
| | | | 近畿 | 280 | 340 | 510 | 710 |
| | | | 中国 | 280 | 340 | 510 | 710 |
| | | | 四国 | 280 | 340 | 510 | 710 |
| | | | 九州 | 280 | 340 | 510 | 710 |
| | | | 沖縄 | 280 | 340 | 510 | 710 |
| | 基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに（4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。） | | 北海道 | 2,850 | 2,990 | 3,200 | 3,780 |
| | | | 東北 | 2,720 | 2,850 | 3,050 | 3,600 |
| | | | 関東 | 3,820 | 4,000 | 4,280 | 5,060 |
| | | | 北陸信越 | 2,880 | 3,020 | 3,230 | 3,820 |
| | | | 中部 | 3,430 | 3,590 | 3,850 | 4,550 |
| | | | 近畿 | 3,400 | 3,560 | 3,810 | 4,510 |
| | | | 中国 | 3,020 | 3,160 | 3,390 | 4,000 |
| | | | 四国 | 2,810 | 2,940 | 3,150 | 3,730 |
| | | | 九州 | 2,840 | 2,980 | 3,190 | 3,770 |
| | | | 沖縄 | 2,490 | 2,610 | 2,790 | 3,300 |

## Ⅲ.運賃割増率

| | | |
|---|---|---|
| 【特殊車両割増】 | 冷蔵車・冷凍車 | 2割 |
| 【休日割増】 | 日曜祝祭日に運送した距離に限る | 2割 |
| 【深夜・早朝割増】 | 午後10時から午前5時までに運送した距離 | 2割 |

## Ⅳ.待機時間料

| 時間＼車種別 | 小型車（2トンクラス） | 中型車（4トンクラス） | 大型車（10トンクラス） | トレーラー（20トンクラス） |
|---|---|---|---|---|
| 30分を超える場合において30分までごとに発生する金額 | 1,670 円 | 1,750 円 | 1,870 円 | 2,220 円 |

## Ⅴ.積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

## Ⅵ.実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

## Ⅶ.燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

## Ⅷ.その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## ――2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業――

# 安全の証し「Gマーク」

## 「安全性優良事業所」申請概要

**申請受付期間**
**2020年7月1日(水)～7月14日(火)**
土・日を除く

**申請書類の頒布**

①インターネットによる頒布
頒布開始日／2020年4月24日(金)
頒布方法／申請案内→全日本トラック協会ホームページにて公開
申請書・自認書→申請書作成システムによる作成が可能

②紙媒体による頒布
頒布開始日／2020年5月8日(金)土・日を除く
頒布方法／申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関（各都道府県トラック協会）より入手してください。

**「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特例措置」を設けました。詳細については、全日本トラック協会ホームページをご覧下さい。**

安全認定
有効期限2024年末
安全性優良事業所
国土交通省/全日本トラック協会

※「Gマーク」の『G』は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

**更新のお知らせ**

前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

| 更新種別 | 前回の申請年度 | 現在の認定証番号 |
|---|---|---|
| 初回更新 | 2018年度(新規) | 189＊＊＊＊ |
| 2回目更新 | 2017年度(初更) | 29　＊＊＊＊＊(1) |
| 3回目更新 | 2016年度(2更) | 28　＊＊＊＊＊(2) |
| 4回目更新 | 2016年度(3更) | 28　＊＊＊＊＊(3) |
| 5回目更新 | 2016年度(4更) | 28　＊＊＊＊＊(4) |

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。

※2020年1月以降に貼付されている場合

●有効期限が過ぎたステッカーの貼付

●有効期限を切り取ったステッカーの貼付

適切ではない使用例

Gマーク認定事業所のみなさん 認定ステッカーを正しく使用できていますか？

国土交通大臣指定　全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
http://www.jta.or.jp

公益社団法人
全日本トラック協会
〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5　全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067　FAX.03(3354)1019

掲示用

# 令和元年中　事業用トラックが第１当事者となった死亡事故

# 全ト協　交通事故統計分析結果〔発生地別〕（概要）

対象は事業用貨物自動車（軽を除く）が第１当事者となった死亡事故。また、「車両相互」での第２当事者となる「車両」には道路交通法上の「軽車両」である「自転車等」を含む。

## ◆ 事故件数および死者数

- 2020 年を最終目標年として平成 29（2017）年に改訂した「トラック事業における総合安全プラン 2020」の目標指標である、事業用トラックを第１当事者とする死者数は 245 人、人身事故件数は 11,629 件と減少傾向にある。
- 他方、事業用トラックの飲酒による交通事故件数は 28 件（前年比 8 件増）と増加するなど「飲酒運転ゼロ」とする目標達成にはほど遠い現状となっており、より一層の飲酒事故防止対策の取り組みが強く求められる。

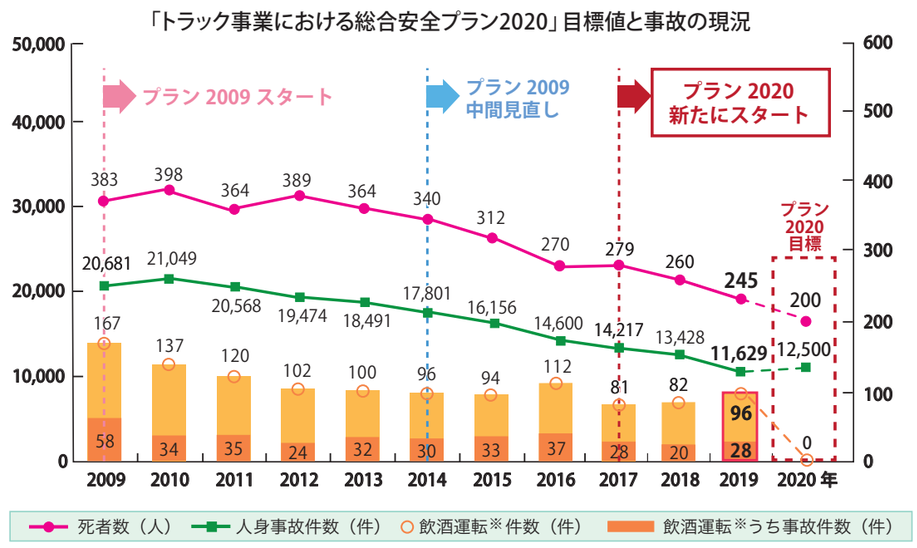


※「飲酒運転」は「道路交通法違反取締件数」の数値で、「酒酔い運転」および「酒気帯び運転」の合計値。
数字はいずれも事業用貨物自動車（軽自動車を除く）によるもの。出典：警察庁「交通事故統計」および（公財）交通事故総合分析センター「交通統計」

## ◆ 事故類型別

- 平成 31 年 1 月～令和元年 12 月の傾向をみると、「車両相互」が最も多く　109 件（45.6%）と 5 割近くを占めている。
- 次いで、「人対車両 105 件（43.9%）、「車両単独」24 件（10.0%）と続いている。

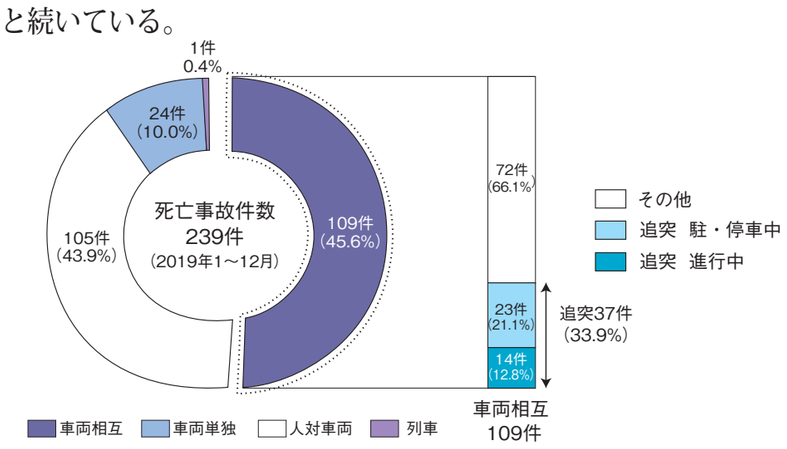


出典：（公財）交通事故総合分析センター

## ◆ 発生地別

- 平成 31 年 1 月～令和元年 12 月の発生地別死亡事故件数の多い県をみると、「大阪府」が最も多く 18 件、次いで「千葉県」16 件、「埼玉県」「神奈川県」がそれぞれ 15 件、「愛知県」13 件と続いている。
- 前年と比較すると、「岡山県」が 7 件増と突出しており、「神奈川県」「香川県」の 5 件増、「石川県」の 4 件増と続いている。
- 東京都をはじめとする大都市圏での事故発生が依然として多い傾向にある。

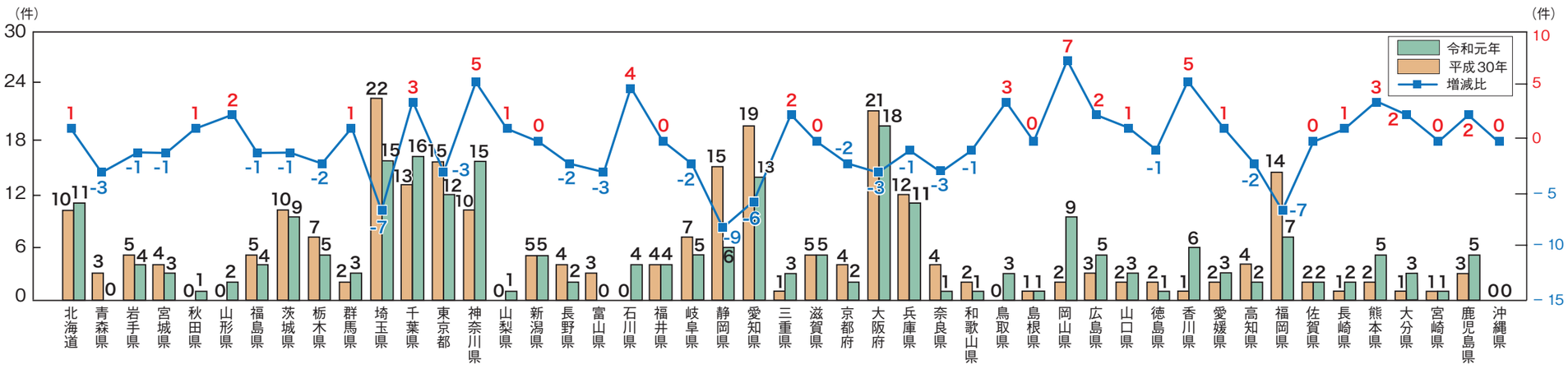


出典：（公財）交通事故総合分析センター

## ◆ 事故類型別（車両区分）

### （1）車両区分別の事故類型（人対車両）別　※「人対車両」には、対自転車事故は含まない

- 車両区分別の事故類型（人対車両）別にみると、「大型」、「中型」は「横断中　その他」が最も多く、それぞれ 15 件（28.8%）、10 件（35.7%）となっている。
- 「準中型」、「普通」は「横断中　横断歩道」が最も多くそれぞれ 8 件（36.4%）、2 件（66.7%）となっている。

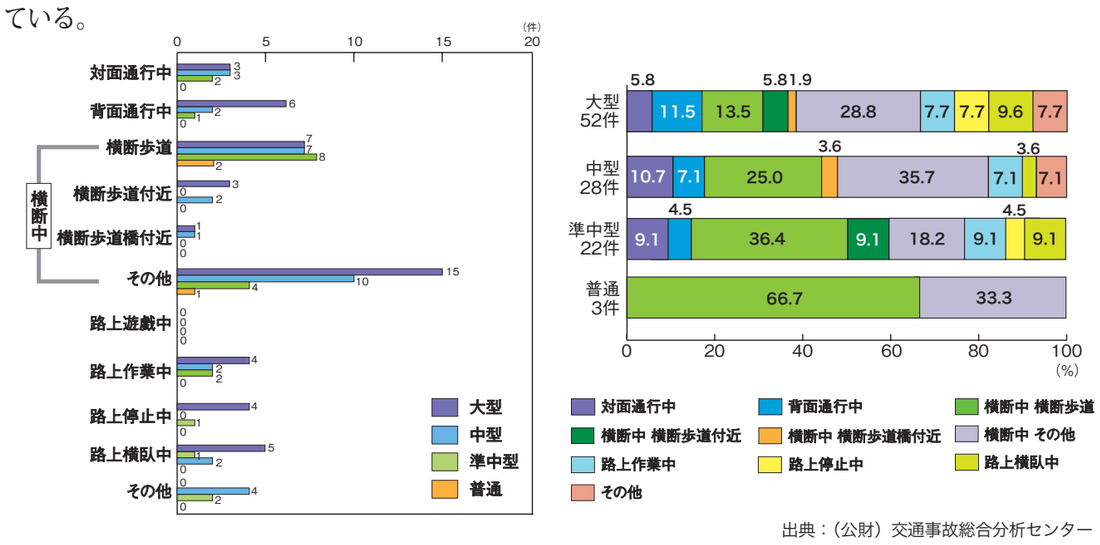


出典：（公財）交通事故総合分析センター

### （2）車両区分別の事故類型（車両相互）別　※「車両相互」には、対自転車事故を含む

- 車両区分別の事故類型（車両相互）別にみると、「大型」は「左折時衝突」が最も多く 22 件（30.1%）、次いで「追突　駐・停車中」11 件（15.1%）、「出会い頭衝突」9 件（12.3%）と続いている。
- 「中型」は「追突　駐・停車中」が最も多く 9 件（36.0%）、次いで「追突　進行中」、「出会い頭衝突」がそれぞれ 5 件（20.0%）と続いている。
- 「準中型」は「追突　駐・停車中」、「出会い頭衝突」が最も多く、それぞれ 3 件（33.3%）となっている。
- 「普通」は「出会い頭衝突」、「転回時衝突」がそれぞれ 1 件（50.0%）となっている。

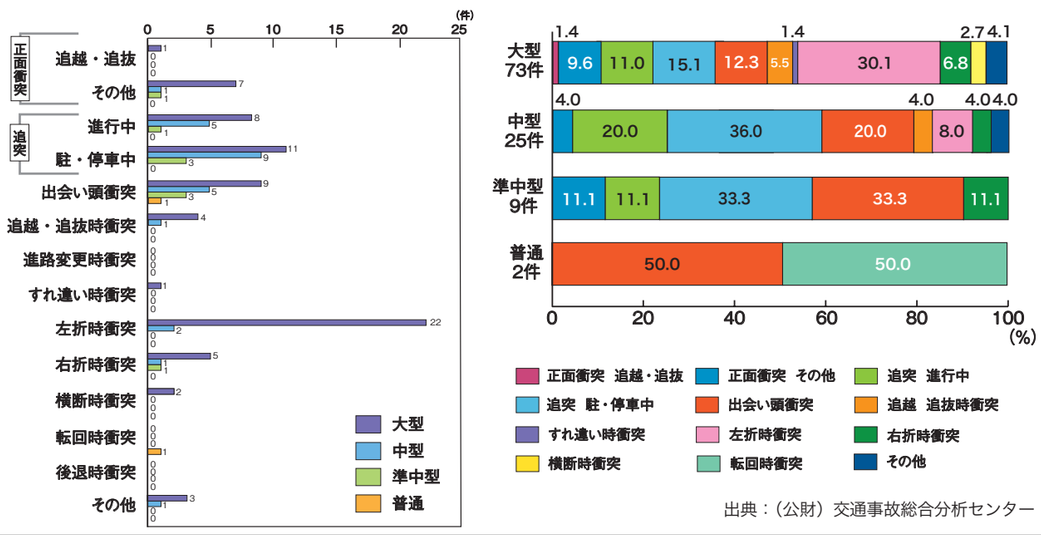


出典：（公財）交通事故総合分析センター

## ◆ 交差点における死亡事故（対歩行者・対自転車別）

- 事業用トラックが第１当事者となる交差点における対歩行者、対自転車の死亡事故（74 件）は、追突事故（37 件）の 2.0 倍。
- 左折死亡事故は、8 割強が大型車による対自転車事故（22 件）。
- 直進死亡事故は、7 割近くが対歩行者事故（20 件）。
- 右折死亡事故は、約 9 割が対歩行者事故（17 件）、うち 7 割以上が中・大型車。

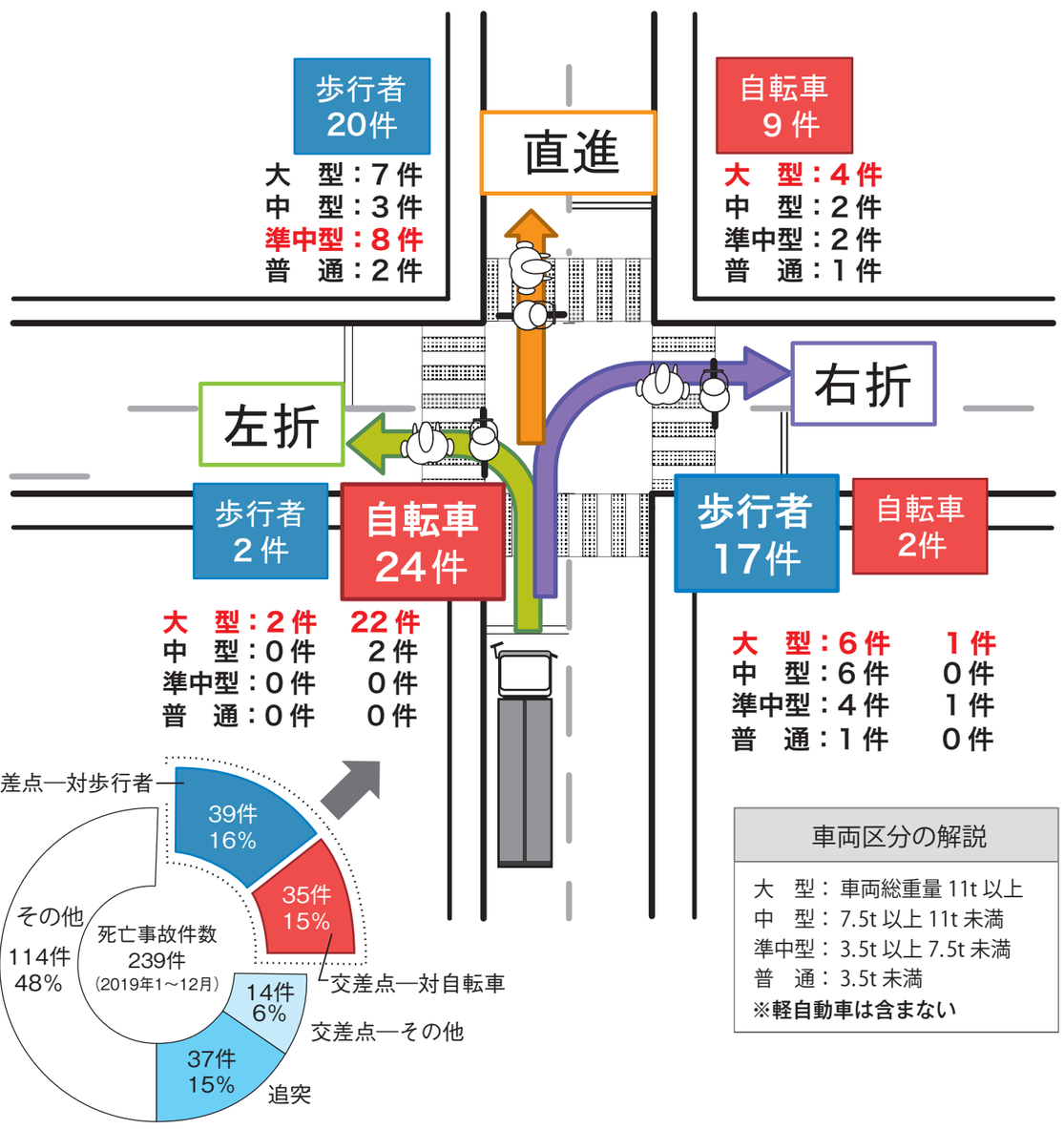


出典：（公財）交通事故総合分析センター